

第5次芦屋市総合計画(素案)

目 次

序章 第5次芦屋市総合計画について -----	1
1. 総合計画策定の趣旨（計画の背景と目的） -----	1
2. 総合計画とは（計画の役割と構成・期間） -----	2
(1) 役割 -----	2
(2) 構成・期間 -----	3
3. 芦屋市の今日と明日 -----	4
(1) 芦屋市はどんなまち -----	4
(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化 -----	8
4. まちづくりの主な課題 -----	11
5. 計画の特徴（計画策定の基本方針） -----	12
I 章 基本構想 -----	13
1. それぞれが考えるまちの姿 -----	13
2. 芦屋市が目指す将来の姿 -----	14
3. まちづくりの基本方針 -----	15
II 章 基本計画 -----	17
1. 施策体系 -----	17
2. 分野別施策 -----	18
(1) 施策分野1 子育て・教育 -----	18
(2) 施策分野2 福祉健康 -----	24
(3) 施策分野3 市民生活 -----	28
(4) 施策分野4 安全安心 -----	30
(5) 施策分野5 都市基盤 -----	34
(6) 施策分野6 行政経営 -----	38
III 章 芦屋市創生総合戦略 -----	44
1. 創生総合戦略の趣旨 -----	44
(1) 背景 -----	44
(2) 第2期創成総合戦略の期間・構成 -----	45

2. 人口ビジョンの概要 -----	46
(1) 本市における人口の現状 -----	47
(2) 人口の将来展望 -----	48
3. 第2期における地方創生の考え方と基本目標-----	49
(1) 基本的な考え方・目的 -----	49
(2) 基本目標 -----	49
4. 取組施策 -----	50
5. 重点プロジェクト -----	52
(1) 重点プロジェクトの考え方 -----	52
(2) 本市の強みと弱みの整理 -----	52
(3) 行政評価委員会と市民からの意見 -----	52
(4) 方向性 -----	53

序章 第5次芦屋市総合計画について

1. 総合計画策定の趣旨(計画の背景と目的)

本市は、大阪と神戸の間に位置する高い利便性と、六甲山の緑や大阪湾、芦屋川などの自然環境と豊かな文化を有する、良好で個性ある居住環境に恵まれた都市です。

大正から昭和にかけて、交通機関の発達とともに流入人口が急増し大都市近郊の住宅都市へと変貌を遂げ、昭和 15 年（1940 年）に芦屋市が誕生しました。昭和 26 年（1951 年）には、「芦屋国際文化住宅都市建設法」が公布され、国際性、文化性あふれる住宅都市を目指してまちづくりを進めてきました。

しかし、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災によって、多くの尊い人命が奪われ、まちは甚大な被害を受けました。この危機に直面し、市民と行政が一体となって復興へ向けて努力を重ねたことにより、再び市民の安定した営みを取り戻し、新たなまちなみを築くことができました。

近年は、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとして、ICT 化、グローバル化など、市内外の社会情勢が大きく変わりつつあり、これらの変化は本市においても将来へ大きな影響を及ぼすと考えられます。新たな都市のありかたが求められる時代を迎え、これまでのまちづくりの考え方だけでは、豊かなまちの持続が困難になることが懸念されます。芦屋においては先人が築いてきたまちの魅力を継承しつつさらに高めていくことと、時代に適った手法やデザイン思考による地域課題の解決が、持続可能なまちとして将来世代への継承につながると考えます。そのためには従来の延長だけではなく、変革にもチャレンジする必要があります。

本市では、これまで 4 次にわたる総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。第 4 次計画の終了を迎える上記のような背景を踏まえながら、新たな市民と行政のまちづくりの指針となる総合計画を策定します。

＜これまでの芦屋市総合計画の概要＞

計画名	計画策定年	将来像
芦屋市総合計画	昭和 46 年（1971 年）	自然の美、人工の美、人間の美が調和した品位と風格のある個性豊かな住宅都市
芦屋市新総合計画	昭和 61 年（1986 年）	誇りと愛着を感じる国際文化住宅都市
第 3 次芦屋市総合計画	平成 13 年（2001 年）	知性と気品に輝く活力ある国際文化住宅都市
第 4 次芦屋市総合計画	平成 23 年（2011 年）	自然と緑の中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を創造・発信するまち

2. 総合計画とは(計画の役割と構成・期間)

(1) 役割

総合計画は、市民と行政が共有するまちづくりの指針であり、行政運営の指針としての役割を担います。

○まちづくりの指針

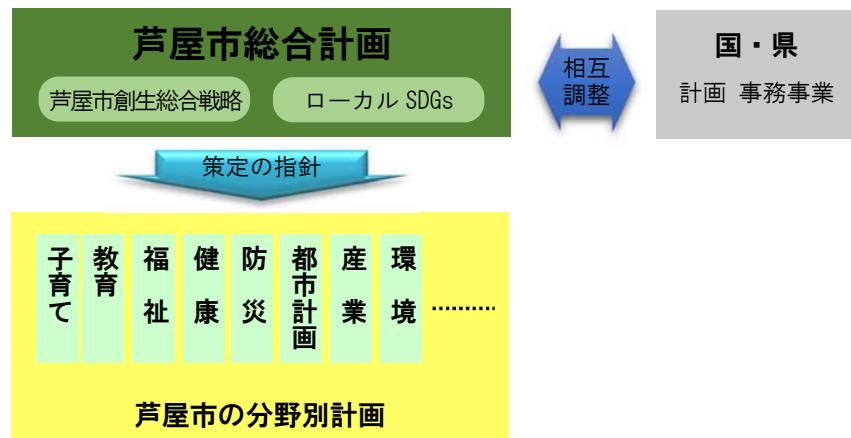
- ・市民と行政が目標を共有して共にまちづくりに取り組むための指針とします。

○行政運営の指針

- ・芦屋市行政の最上位計画であり、長期的、総合的かつ計画的な行政運営の指針とします。

- ・他計画等との関係において、総合計画は以下の役割を担います。

- ✓ 芦屋市のあらゆる分野のまちづくりの方向を示した分野別計画策定に際する指針
- ✓ 国・県等が行う広域計画策定や事務事業実施に際する相互調整の指針
- ✓ SDGs（持続可能な開発目標）の視点を取り入れた芦屋市でのSDGsの推進
- ✓ 芦屋市創生総合戦略を一体的にとりこみ、効果的な地方創生の推進



(2) 構成・期間

総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成します。

○基本構想

- ・市のまちづくりの最高理念であり、目標とするまちの将来の姿を描き、その実現に向けた施策を行うための基本的な考え方や方針を示すものです。
- ・近年の社会経済情勢等の変化を踏まえ、基本構想の期間は10年とし、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○基本計画

- ・基本構想を実現するため、必要な施策とその方向性を総合的かつ体系的に示し、具体的な事務事業の基礎とするものです。
- ・効果的な推進に向け、中間年度で情勢の変化による見直しを行うため、基本計画の期間は前期、後期各5年とし、前期を令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）まで、後期を令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までとします。

○実施計画

- ・基本計画に定められた施策を効果的かつ効率的に実施するため、長期財政収支見込みやその時々の社会情勢を勘案したうえで、具体的な事務事業を明らかにするものです。
- ・実施計画の期間は3年として、1年を経過するごとに見直して毎年度策定します。

令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	令和12年 (2030年)
基本構想(10年間)									
前期基本計画(5年間)						後期基本計画(5年間)			
実施計画(3年間)									
	実施計画(3年間)								
		実施計画(3年間)							
			実施計画(3年間)						

3. 芦屋市の今日と明日

(1) 芦屋市はどんなまち

○緑の山と青い海に包まれたコンパクトで利便性の高いまち

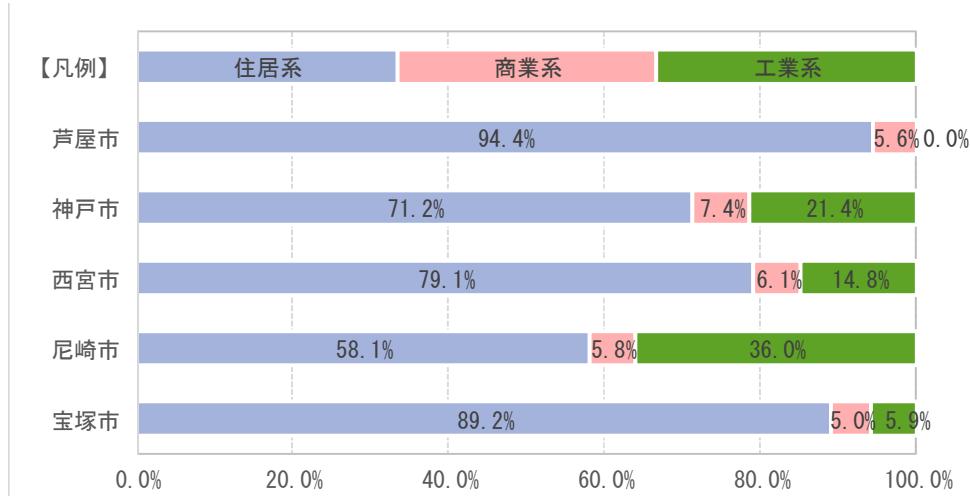
本市は、大阪と神戸のほぼ中央に位置し、面積約 1,857ha で、東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北に細長いまちです。北は六甲の山なみ、南は大阪湾に面し、気候温潤な自然環境と交通の利便性に恵まれた立地条件などにより、古くから人が行き交い、暮らししが営まれてきました。

近代に入り、産業地域としてではなく、住宅地として発展し、質の高い住環境を備えた都市として、その名を全国に知られています。

<芦屋市の位置>



<芦屋市並びに周辺都市の用途地域面積の構成>



芦屋市は平成 29 年、他市は平成 30 年時点

○阪神・淡路大震災を乗り越え、市制施行80周年を迎えたまち

明治22年（1889年）に町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し、精道村が誕生しました。昭和15年（1940年）に行政区域はそのままで市制を施行し芦屋市となり、令和2年（2020年）には市制施行80周年を迎えました。戦後の昭和26年（1951年）には、特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」が定められ、その後のまちづくりに受け継がれる基本理念となっています。また平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災の被害とそこからの復興は、芦屋のまちづくりの方向を大きく変えるできごとでした。

＜芦屋市のまちづくりの沿革＞

元号	年	事項	元号	年	事項
明治	7年	大阪・神戸間に国鉄（現JR）が開通する。	平成	3年	美術博物館が開館する。
	22年	町村制の施行で芦屋村・津知村・三条村・打出村の4村が合併し精道村が誕生する。		6年	阪神高速道路湾岸線が開通する。
	38年	阪神電鉄が開通し打出・芦屋の停留所を設置する。		7年	阪神・淡路大震災
	41年	阪神電鉄により家庭電気の供給が開始される。		8年	芦屋市都市景観条例を施行する。 震災復興事業に着手する。環境処理センターを建替える。
大正	元年	神戸ガスにより都市ガスの供給が開始される。		9年	南芦屋浜埋立地の造成が完成する。
	2年	芦屋郵便局が窓口業務を開始する。		10年	震災復興公営住宅の入居開始
	4年	国鉄（現JR）芦屋を設置する。		11年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例（昭和48年芦屋市条例第1号）の全部を改正する。
	8年	耕地整理に着手する。		12年	芦屋市住みよいまちづくり条例を施行する。 建築主事を置き特定行政庁となる。
	9年	阪急電鉄神戸線が開通し芦屋川停留所を設置する。		13年	第3次芦屋市総合計画を策定する。
	12年	精道村役場庁舎が完成する。		14年	芦屋中央震災復興土地区画整理事業が完了する。
	2年	阪神国道（国道2号）が開通する。		15年	芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業が完了する。
	4年	「西宮都市計画区域」へ編入する。		16年	「芦屋庭園都市宣言」を行なう。 芦屋市総合公園が完成する。
昭和	松風山荘の分譲を開始する。			17年	芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業が完了する。 芦屋市都市計画マスター・プランを策定する。
	4年	阪神国道バスが開通する。		18年	のじぎく兵庫国体開催
	10年	六麓荘の開発が開始される。		19年	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」策定。 山手幹線が神戸市と開通
	11年	下水道事業に着手する。		20年	芦屋市緑の基本計画を策定する。 山手幹線が西宮市と開通
	13年	阪神水道企業団が設立される。		21年	市域全域を景観地区に指定。緑の保全地区を指定。 芦屋市消防庁舎建替え
	14年	阪神大水害。			芦屋市市制施行70周年。
	15年	奥山浄水場・村営上水道が完成し給水を開始する。		22年	芦屋川南特別景観地区を指定する。 山手幹線全線開通
	16年	芦屋川河川改修工事が始まる。		23年	第4次芦屋市総合計画を策定する。
	20年	精道村が芦屋市となる。		24年	芦屋市都市計画マスター・プランを改訂する。 特別景観地区の区域及び名称変更（芦屋川特別景観地区へ）
	21年	「芦屋都市計画区域」決定により西宮用途地域から分離する。		26年	景観行政団体に移行する。
	22年	阪神大空襲		27年	芦屋市景観計画を策定する。
	23年	都市計画道路・公園等を都市計画決定する。		28年	第4次芦屋市総合計画後期基本計画を策定する。 芦屋市屋外広告物条例を施行する。
	24年	戦災復興土地区画整理事業を開始する。		29年	芦屋市都市計画マスター・プランを改訂する。
	25年	芦屋市消防署が発足する。			
	31年	芦屋市庁舎が完成する。			
	35年	芦屋市旗を制定する。			
	36年	芦有道路が開通する。			
	37年	奥山の開発に着手する。			
	38年	第2阪神国道（国道43号）が開通する。			
	39年	芦屋市民憲章を制定する。			
	43年	都市計画法が施行され高度地区を指定する。			
	45年	阪神高速道路神戸線が開通する。 「阪神間都市計画区域」となる。			
	46年	ルナ・ホールが開館する。			
	47年	芦屋市総合計画を策定する。			
	48年	奥山貯水池が完成する。			
	50年	体育館・青少年センターが開館する。			
	51年	緑ゆたかな美しいまちづくり条例を施行する。			
	54年	新都市計画法が施行される。（用途地域及び高度地区を新たに指定）			
	61年	若葉町の下水処理場が完成する。			
	62年	芦屋浜埋立地の造成が完成する。（54年から入居開始）			
	63年	新築された市民センター別館で公民館が開館する。			
		国鉄（現JR）芦屋駅北地区の再開発を開始する。（平成10年完了）			
		芦屋市新総合計画を策定する。			
		図書館を伊勢町に新築開館する。			
		谷崎潤一郎記念館が開館する。			

出典：芦屋市HP

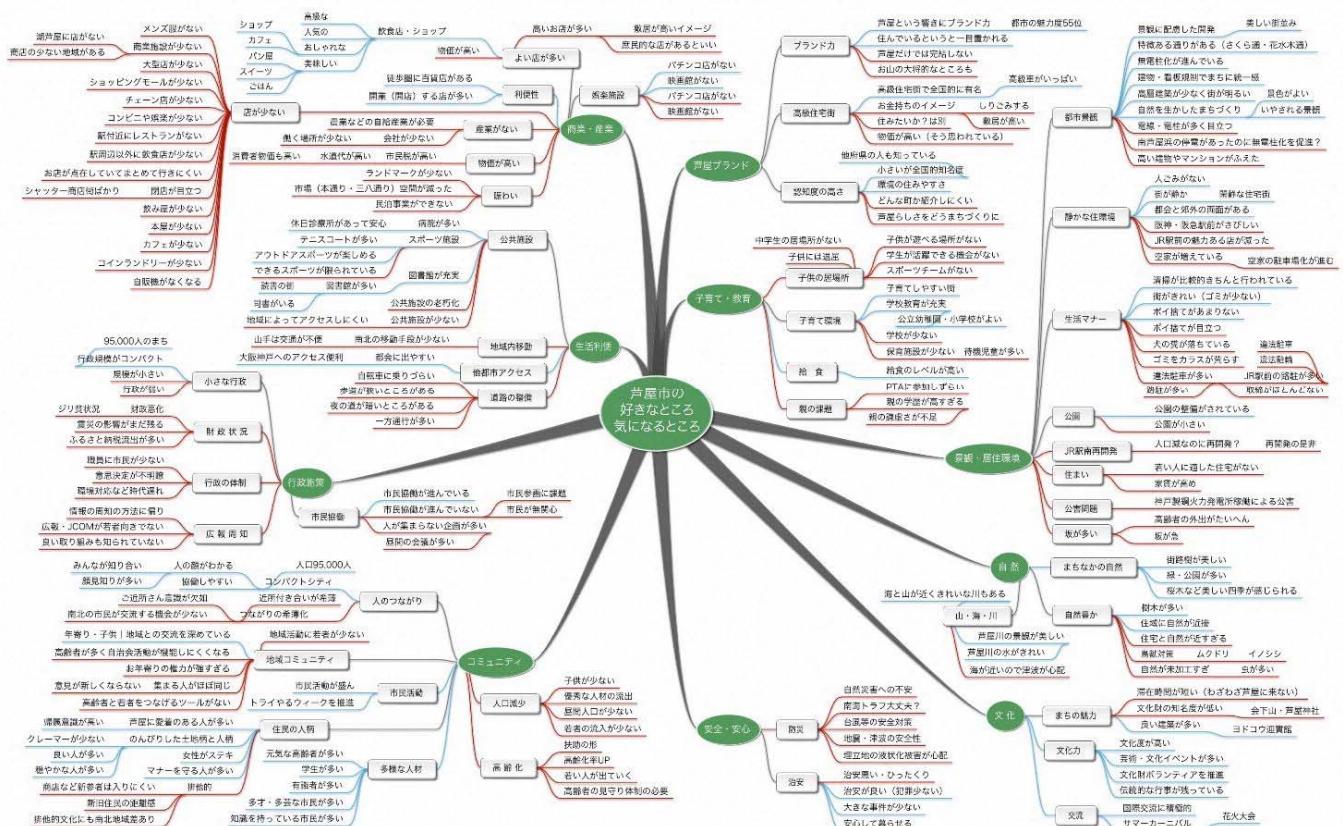
○豊かなくらしの環境が整ったまち、多様で市民力の高いまち

市民が感じる芦屋らしさ、芦屋のよいところを、市民ワークショップと各種団体へのインタビューレポートから見ると、自然と文化が豊かでまちなみや景観がきれい、交通が便利で生活環境が良い、コミュニティが緊密で人のつながりが深いといった、日々の豊かな暮らしを送る上での良好な環境が備わっていることがうかがえます。また、高級住宅地としてのイメージを持たれますがそれは一部であり、多様な顔のあるまち、文化的素地や活動力のある市民が多い市民力の高いまちといった側面もあります。

<芦屋市的好きなところ、気になるところ>

第1回ワークショップ「芦屋の好きなところ・気になるところ」皆さんから出た意見

※同じ意見・似た意見は一つにまとめています。紙面収集の都合で一部文章を改変したところがあります。



資料：芦屋市総合計画策定 project 市民ワークショップ 第2回検討結果

<芦屋はこんなまち、芦屋の強み>

- 自然環境が豊か
- 安全で治安がよく利便性が高い
- 清潔でまちの景観が美しい
- 外からみたイメージよりも多様な顔がある
- 高級住宅都市
- 先進性と保守性が混在している
- 元気なシニア層や健康意識の高い人が多い
- 市民活動が盛んで市民力が高い
- 市民の立ち居振る舞いがスマート
- 住民の心があたたかく、住民組織がしっかりして人のつながりがある

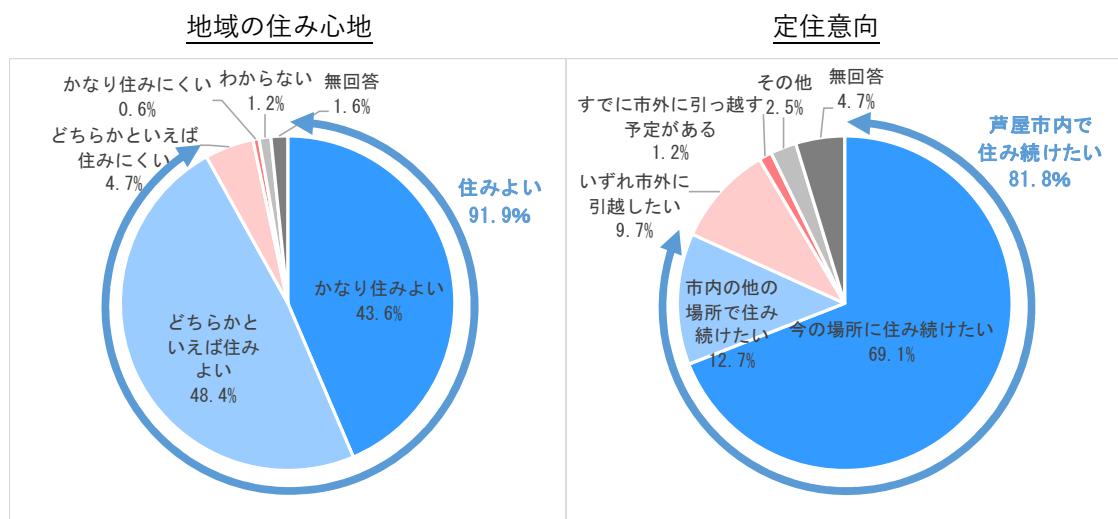
- 歴史・文化的背景があり文化的資源が多い
- 防災意識が高く火災が少ない
- 全国的に知名度が高い
- コンパクトで目配りの利く規模
- 国際色豊か
- 教育熱心な人が多く、教育環境がよい
- 文化的素地のある人が多い
- 市民のマナーがよい
- 暮らしていることに幸せを感じる

資料：第5次芦屋市総合計画策定に向けた団体インタビュー結果

○多くの市民が住みよい、住み続けたいと感じるまち

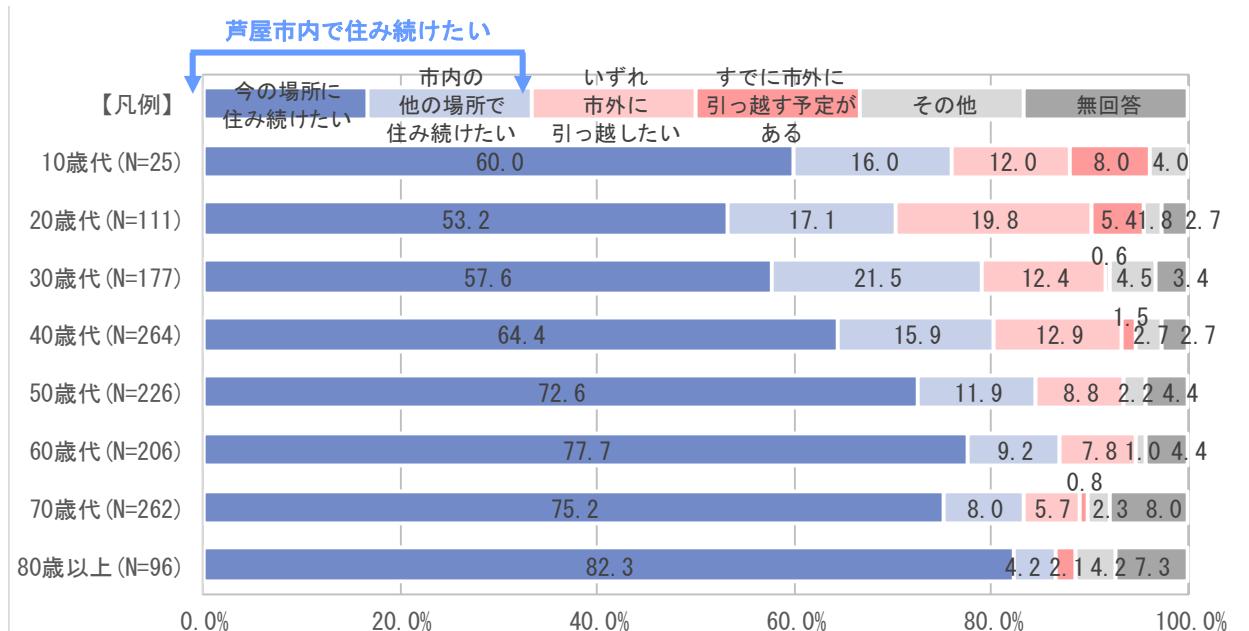
市民アンケート調査結果からは、現在住んでいる地域（町、学校区など）について、91.9%が「住みよい」（かなり住みよい+どちらかといえば住みよい）とし、また今後も芦屋市内へ「住み続けたい」とする人が81.8%に上ります。大部分の市民が、芦屋を住みよい、住み続けたいまちと認識していることがわかります。ただし、若い人ほど「住み続けたい」という比率が低く、世代間での受け止め方は少し異なるようです。

＜居住についての市民アンケート結果＞



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

定住意向（年代別）



資料：芦屋市のまちづくりについての市民アンケート調査結果（令和元年5月調査）

(2) 芦屋市を取り巻く環境の変化

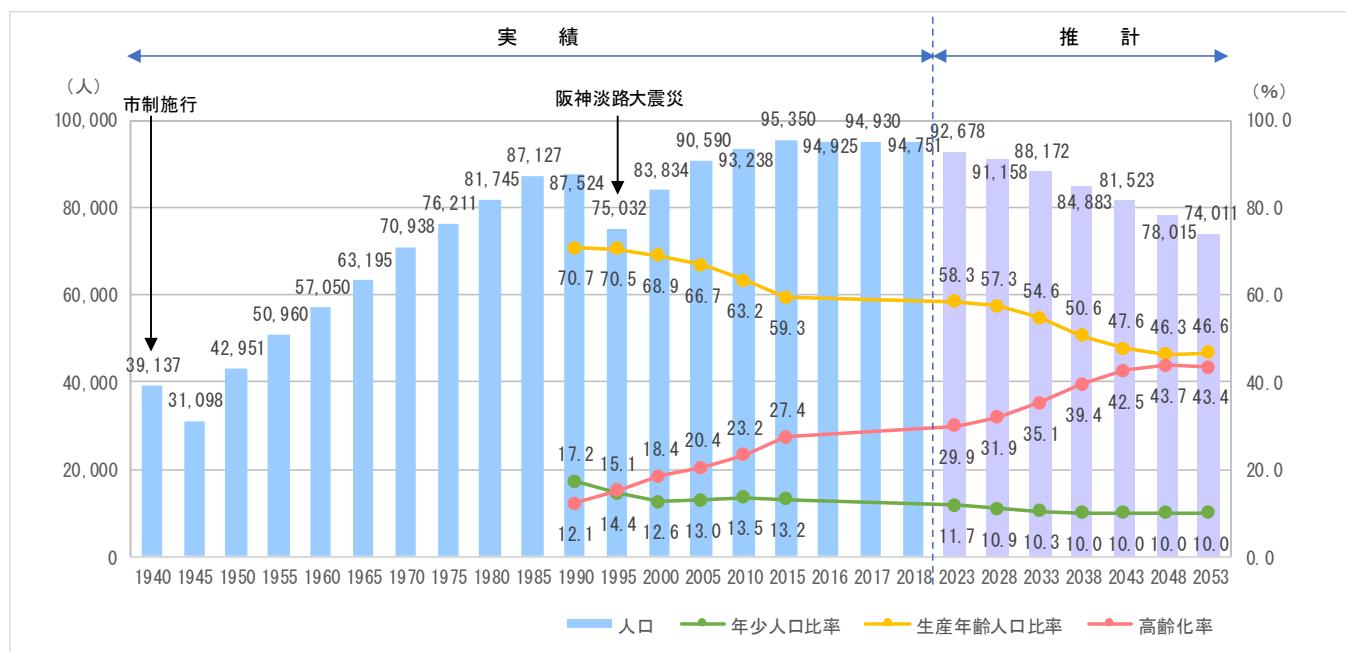
○人口の減少と高齢化が着実に進む

本市の人口は昭和 50・60 年代に増加し、昭和 63 年（1988 年）には 88,623 人とピークを迎えましたが、平成 7 年（1995 年）の阪神・淡路大震災で 75,032 人にまで減少しました。その後、徐々に回復し震災前の人口を越えて伸びてきましたが、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人を最大として、現在はほぼ横ばいで推移しています。

将来人口推計によると、今後、人口減少傾向が続き、令和 15 年（2033 年）には、約 88,200 人と震災前のピーク人口にまで減少し、高齢化率は 35% を超えると予測されます。

人口減少、少子高齢化が進むことにより、働き手世代の減少による地域経済、地域活力の低下やこれに伴う市税収入の減少、医療・介護等の社会保障関係経費の増加、空き家の増加や店舗の減少等、市民生活や市政運営に様々な影響が生じると考えられます。

＜芦屋市の人口の推移・将来予測＞

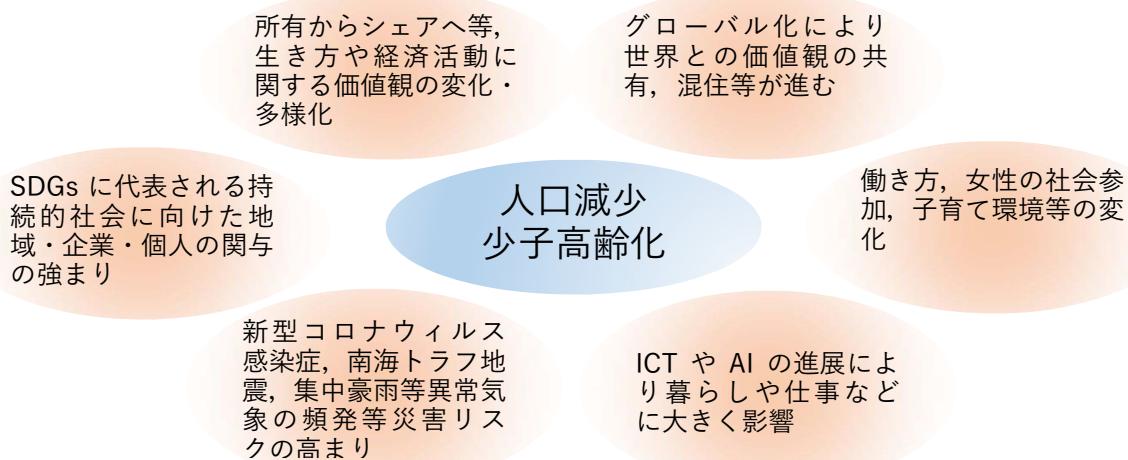


資料：国勢調査（1940～2015）、住民基本台帳（2016,2017,2018 各年 10 月 1 日現在）、芦屋市推計（2023～2053）

○社会の様々な側面での大きな変化がある

人口減少・少子高齢化以外にも、価値観の変化・多様化、働き方改革、ICT化、グローバル化など、近年の日本や世界に生じている様々な社会潮流が本市にも大きな影響を及ぼします。

＜社会的潮流とまちづくりへの影響＞

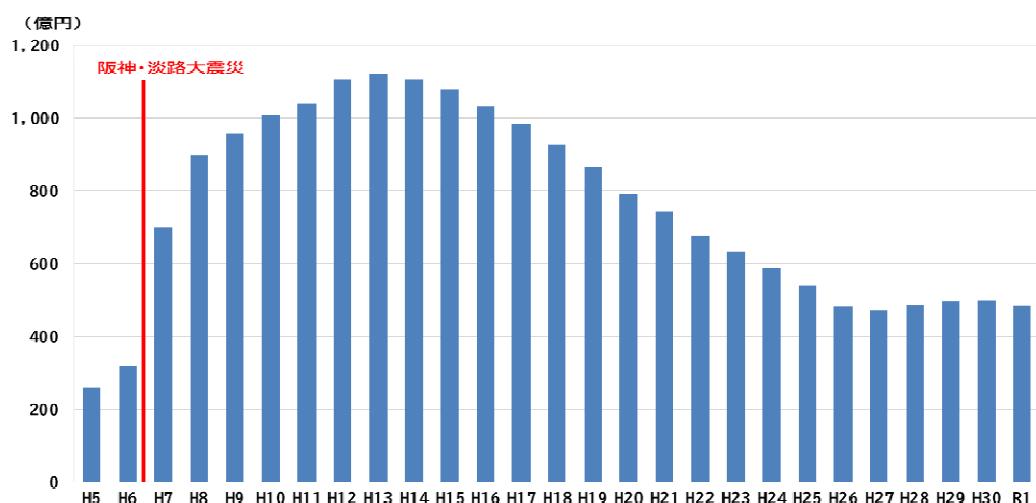


○財政がひっ迫していく

本市は住民一人当たりの個人市民税額が全国でも極めて高い水準であり、安定した財政運営を進めてきました。しかし阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受け、公共施設やインフラ等の早期の復旧に多額の経費を要したことから財政状況が悪化し、平成 15 年(2003 年)10 月には「財政非常事態宣言」を出すまでになりました。この危機的状況に対応するために行政改革を進め、一時は 1,100 億円を超えていた一般会計の市債残高が平成 26 年度(2014 年度)には 500 億円を切るところまで回復してきました。

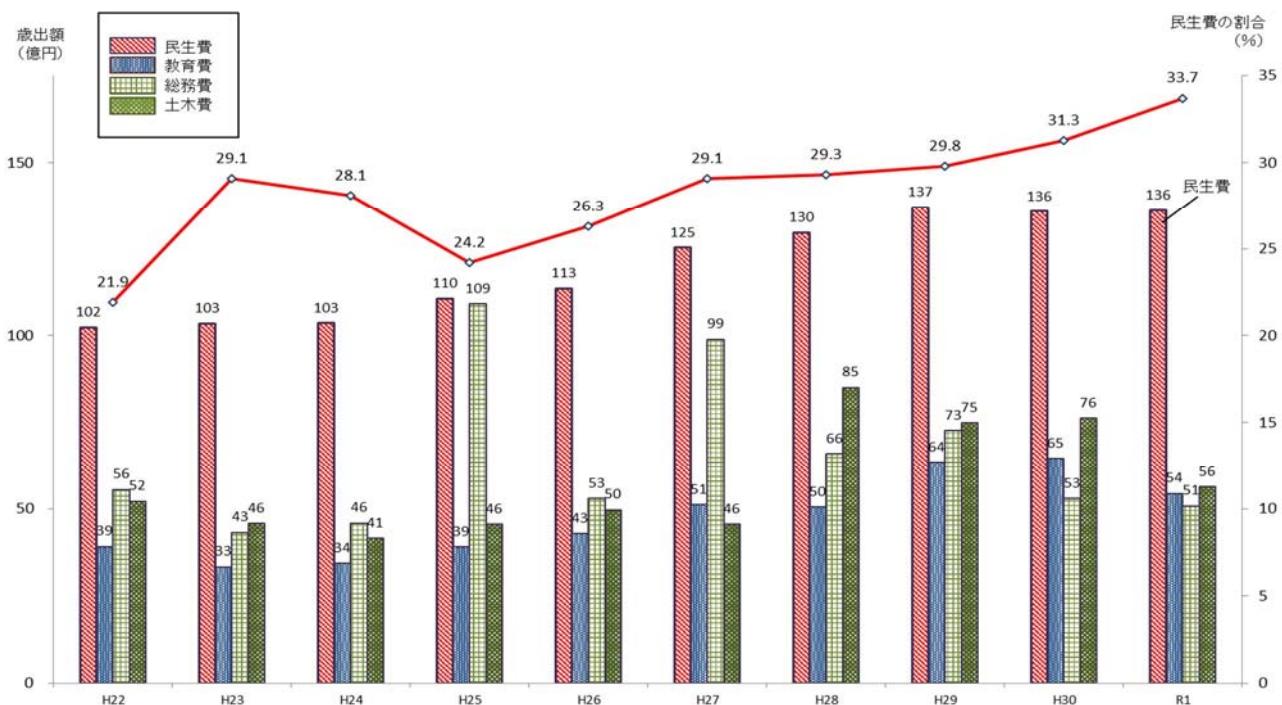
しかしながら、市民ニーズの多様化への対応、子どもを取り巻く環境の変化や保育需要の高まり、高齢化に伴う社会保障関係経費の伸び、道路・橋梁や学校といった公共施設等の都市インフラの老朽化に伴う費用の増大に加え、新型コロナウイルス感染症による生活様式や社会経済への影響もあり、今後さらに財政のひっ迫度が高まると考えられます。また、人口減少の進展に伴い、行政のスリム化が必要になる一方で、市が対応すべき課題が増加していくことが予想され、行財政運営はますます厳しいものになります。

＜市債残高の推移（一般会計）＞



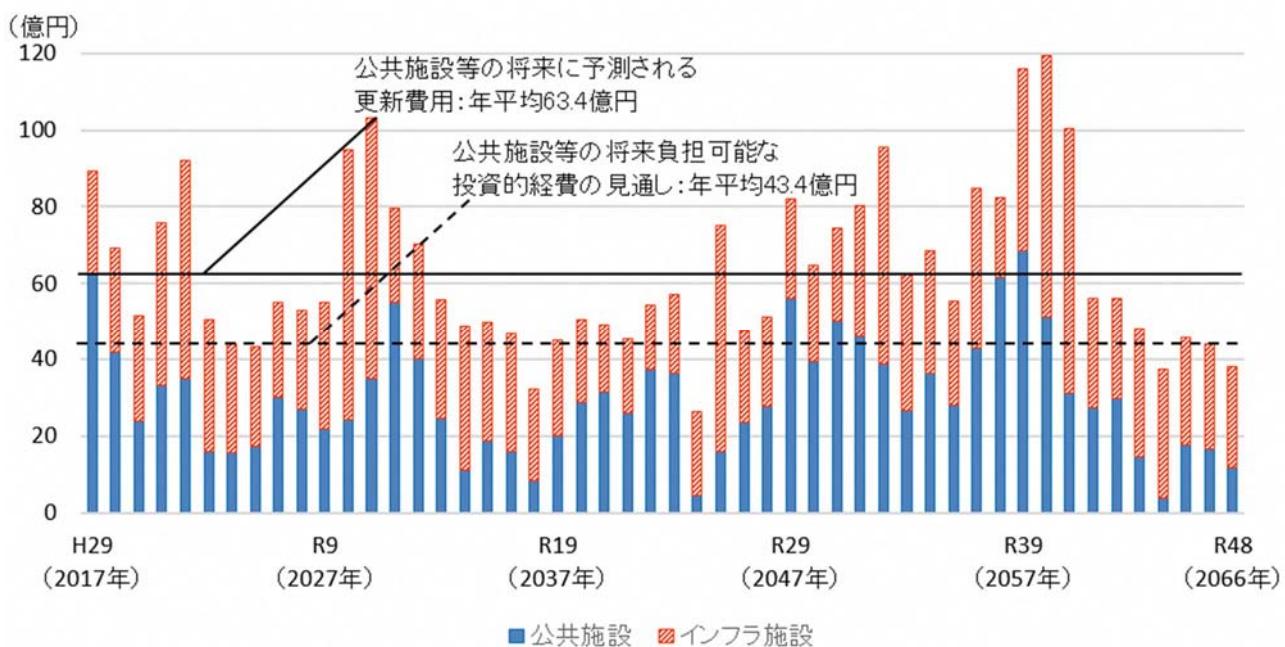
資料：芦屋市財務統計

<目的別歳出額の推移（平成 22 年度～令和元年度）>



資料元：平成 22 年度～令和元年度決算・予算資料

<公共施設等(公共施設+インフラ施設)の将来更新費用試算結果（平成 29 年 3 月作成）>



資料元：芦屋市公共施設等総合管理計画

※作成時点の状況を基に試算しているため、今後変更となる可能性があります。

4. まちづくりの主な課題

○人口減少、少子高齢化を前提としたまちづくり

日本全体で人口減少、少子高齢化が進む中、阪神・淡路大震災での人口急減時期を除いて人口が増えってきた本市も、すでに人口減少局面に入ったと考えられます。これまででは人口が増え、それに伴ってまちが発展することが当たり前とされてきましたが、これからは人口が減少することを前提とし、過去の常識にとらわれない柔軟な発想でまちづくりに取り組んでいくことが求められます。

○地域の価値の持続的・発展的継承

多くの人に認められ、求められる本市のよさは、豊かな自然や文化を背景に先人の手により紡がれてきた住宅都市としての環境や市民の生活です。まちの姿は変わっていきますが、継承されてきたまちの魅力、くらしの質を、時代の変化に応じながら次世代、未来へと持続して発展させ、まちの価値をさらに高めていくことが求められます。

○まちづくりへの市民・事業者の参加と協働

本市においては、高齢者の増加、住民の入れ替わり、社会意識の変化等を背景に、市民のライフスタイルや価値観が多様化し、まちづくりニーズは一層拡大し複雑化しています。この状況に対応して課題を解決していくためには、課題に近い市民や事業者の参加が欠かせないものとなっています。一人一人の市民、一つ一つの事業者が、何ができるかを考え、地域団体や行政と連携し、それぞれの役割を果たしていくことが一層求められます。

○市外地域との広域的連携の推進

本市は阪神間に位置する居住条件に優れたコンパクトなまちであり、仕事・買物・医療などの日常生活、道路・鉄道・上下水道などの都市インフラ、文化・交流活動など、周辺地域との密接な関係を持ち、相互に影響を与えあっています。人・モノ・情報の動きが早く、遠く広がり、地域の境界が希薄になっていくなか、共通のまちづくり課題を持つ周辺の都市など、行政区を越えた広域的な連携を視野に入れ、効果的、効率的なまちづくりを進めていくことが求められます。

5. 計画の特徴(計画策定の基本方針)

時代の変化を背景とする前記の課題を踏まえた新たな総合計画の策定にあたり、次の点に留意しています。

○市民と行政がビジョンを共有する

まちづくりの担い手として、市民と行政それぞれの役割があり、協働して持続可能な未来を創っていくことが今後ますます重要になることから、総合計画の基本構想が共通のビジョンとなるよう、情報共有を行い、多様な主体がネットワーク的に連携して取り組む。

○戦略的施策を推進する

都市経営資源を効果的かつ適切に運用することを目指し、基本方針に沿って主要課題に対応する施策の設定を行うとともに、特に分野横断的に取り組むべきプロジェクトを設定して積極的に推進する。

○地方創生、SDGs を含む総合的な計画とする

本市の将来に向けた基本的課題である人口減少、少子高齢化に対応するための戦略である芦屋市創生総合戦略を総合計画に取り込み、一体的に推進することで着実かつ効果的な取組を実現する。

また、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標である SDGs の視点を総合計画に取り入れ、ローカル SDGs の達成を目指す。

○情勢に応じた施策の推進を可能にする

計画に位置付けた施策の実現にあたっては、PDCA サイクルを基本とし、事実に基づく検証方法を取り入れながらその進捗状況を常にチェックし、取組の適切な改善を行うとともに、社会情勢の変化に応じて施策を柔軟に見直すことも視野に入れて推進する。

I 章 基本構想

1. それぞれが考えるまちの姿

<市民ワークショップが提案する将来像>

ア シ ャ ス マ イ ル ベ ース **ASHIYA SMILE BASE**

～みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち～

「ASHIYA SMILE BASE」は、少子高齢化や人口減少が進む中でも、ワクワクできる居心地のいい空間が身近にあり、みんなの笑顔があふれるホームタウンとして、芦屋市が将来にわたり住んで良かったと誇れるまちであります。

「みんなの声を活かして 次世代へと人がつながり 誰もがイキイキと暮らすまち」は、様々な立場の市民がまちづくりに参加し、ともに未来を見据えて、自分らしく暮らせるまちを創っていくことにより「ASHIYA SMILE BASE」を実現していくというものです。

※「市民ワークショップ」は、市内在住、在勤、在学の方に参加いただき、市職員も加わって、芦屋市のこれからについて議論しながら、将来像を作成しました。(平成30年10月から平成31年1月まで、計5回開催、延191人[市民126人、市職員65人]参加)

<市内で活動する団体が考える理想の姿>

**日本一美しく、安全・安心で住みよいまち
国際文化住宅都市 芦屋
住宅を核とした賑わいのあるまち
世界で「唯一」のまち
折り目正しいまち
成熟した大人のまち
一度は住んでみたいまち**

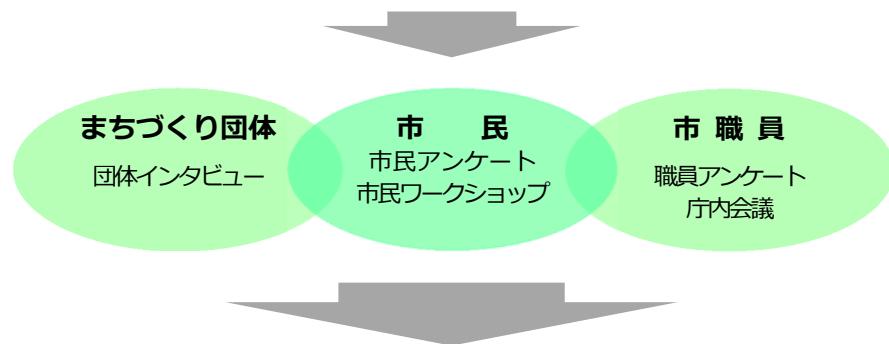
など

※市内で様々な活動を行っている28団体に対し、インタビュー形式で芦屋市の強みや理想の姿などを聞きしました。

2. 芦屋市が目指す将来の姿

市民ワークショップで提案された将来像に込められた思いや、市内各団体へのインタビュー内容、市民アンケート結果等の幅広い声を踏まえ、第5次芦屋市総合計画では基本構想の目標年度である令和12年度（2030年度）に実現する姿を次の通り掲げます。

第4次総合計画の将来像
自然とみどりの中で絆を育み、“新しい暮らし文化”を想像・発信するまち



第5次総合計画の将来像（芦屋市として今後10年間で目指すべき姿）

人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市

人口減少・少子高齢化をはじめ、ICTの急速な発達やグローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化している中で、これまでの取組の延長線上だけでは住みやすいまちの持続は難しくなると考えられます。国際文化住宅都市として先人が築いてきた住環境や暮らしに根付く文化、地域のネットワークなど、芦屋ならではのまちの良さを継承しながら、市民と行政が未来を共有し、協働することで、住宅都市としての強みを磨き、さらなる魅力を創造していきます。そして、将来の世代にわたって、人々の笑顔があふれ、誇りを持てるまち、さらには多くの人に憧れと夢を持って選ばれる「住み続けたいまち、住んでみたいまち芦屋」を目指します。

まちづくりのキヤッチフレーズ
ASHIYA SMILE BASE

市民ワークショップで提案された将来像「ASHIYA SMILE BASE」は、笑顔があふれる市民みんなのホームタウンをイメージし、第5次総合計画の将来像をコンパクトに表現したものといえます。これを、市民と職員が総合計画をわが事として関わり将来像を実現していくためのキヤッチフレーズとします。

3. まちづくりの基本方針

基本方針

未来の創造 ~ 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン

日本は、人口減少や少子高齢化の局面を迎えており、世界でも類を見ない課題先進国です。

本市でも、人口はピークを越え、減少局面を迎えるとともに少子高齢化はさらに進むと想定されます。これらの社会の変化を見据えながら持続可能なまちづくりを進めることができますます重要になります。特に、多様な主体の活躍推進と、その担い手となる人材をどう育てるのかが肝要です。

まちは「今」だけではなく、未来へ受け継がれます。人口が減少していく中でも、芦屋市を次世代に健全な姿で引き継ぎ、ワクワクできるまちにしていくために、まちの魅力をどのように守り、変えていくのか、市民・行政・企業・地域団体等「オール芦屋」で広い視点を持ち、**新たな課題による価値観の変化**にも柔軟に対応し、ICTなどの技術も活用しながら、時代に応じた取組を進めています。

基本方針を構成する 3 つの視点

人のつながり ~ 時代に適い、多様に紡がれるネットワーク

ICT の発達やグローバル化が進み、急速に変化していく時代に今までと同じつながり方を続けることは難しいですが、暮らしやまちを豊かにするためには、人と人とのつながりが必要であることは変わりません。本市のあらゆる施策にも、コミュニティやつながりが重要な要素を占めます。

本市では従来から自治会活動が活発ですが、担い手の問題や価値観の変化に伴う新規会員獲得の伸び悩みなど、地域を支える団体にも継続性をはじめとした問題があります。

これからは、ますます、幅広い年代の市民や市内で活動する法人や各種団体と協力しながら、市民力によるまちづくりが一層求められます。今までの良さも認めながら、その時代、その地域、その人に合った交流のあり方を築いていきます。

暮らしやすさ ~ 地域に包まれ安らぎを感じる暮らし

安心便利に生活を送れる環境が整っていることは、安定した市民生活の基本です。本市が経験した阪神・淡路大震災の記憶を継承しながら、近年頻発する大規模自然災害や今後発生が懸念される南海トラフ地震、**加えて新たな感染症**への対応など、安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

また、コンパクトな都市である本市は、鉄道等公共交通機関が発達した便利なまちですが、一方で地形やまちの成り立ちによって地域毎に特性があり、暮らす市民も多様で、それぞれのニーズに対応していく必要があります。

子どもや高齢者など、様々な背景を持つ人が居住する中、お互いに尊重し、助け合い、ユニバーサルデザインも取り入れた包摂的なまちを目指して、あらゆる人が安心して暮らしやすく、それぞれのスタイルで活躍でき、自己実現ができるまちづくりを進めます。

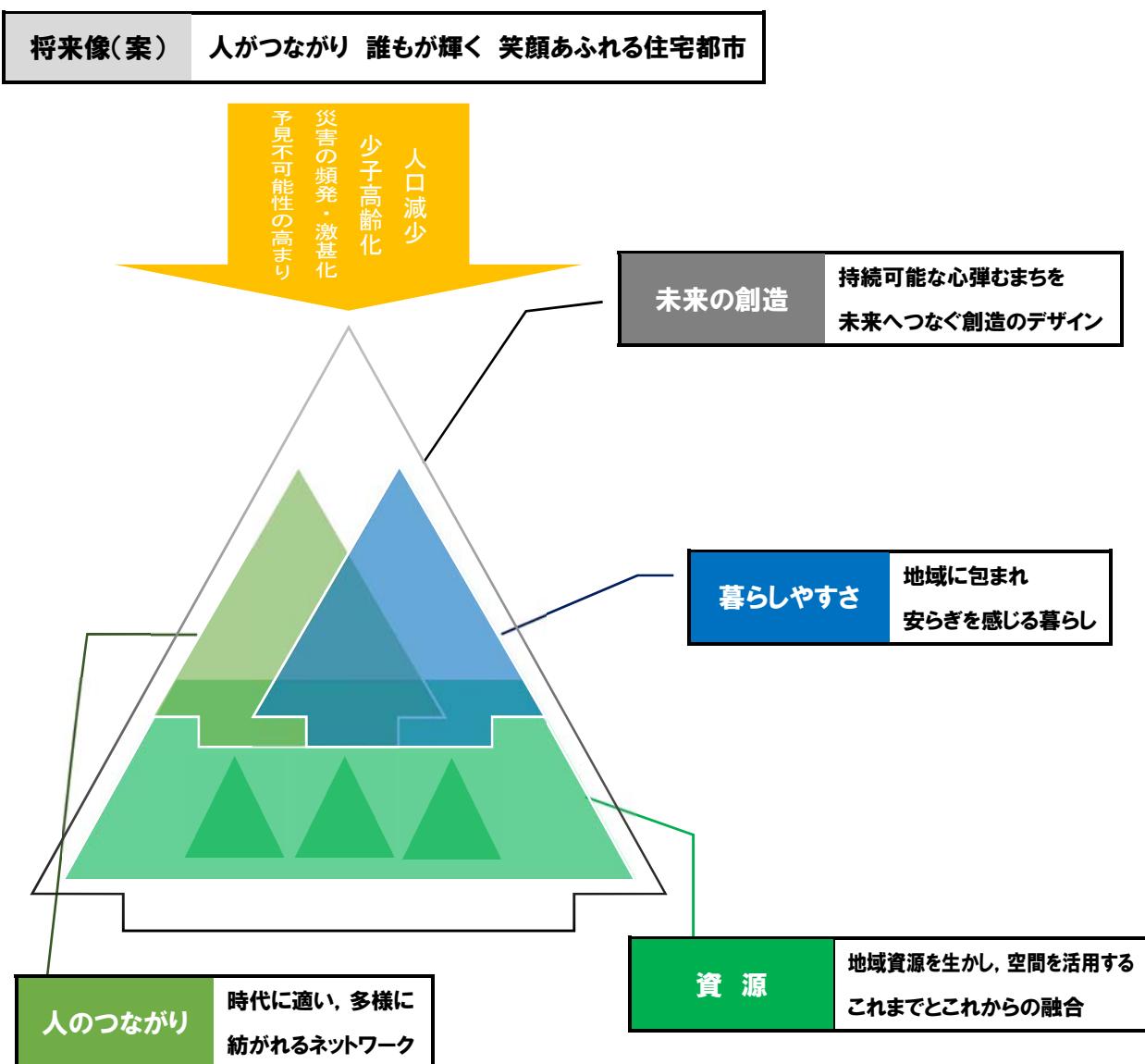
資源 ~ 地域資源を生かし、空間を活用する、これまでとこれからの融合

地域にはハード・ソフトの様々な資源があり、これがまちづくりの源泉となります。

本市は、山や海の自然に囲まれ、各時代の歴史の舞台にも登場し、多くの文化人を生み出すなど、伝統や文化も含めて魅力的な資源のあるまちであり、整備されたまちなみと暮らし文化が芦屋のイメージを創ってきました。

しかし、時代の変化について徐々にその姿を変えてきています。その魅力を市民があまり知らない、十分生かされていないという問題もあります。また、時には新しい価値観が既存資源と対立することもあります。更には都市空間の活用にも変化が生じると考えられます。

洗練された住宅都市としてこれまで築いてきた本市が誇る資源について、残すべきものは残し、また、既存のものに新たな価値を加えるなど変えるべきものは変え、時代とともに新たな芦屋スタイルとして進化させ、活用していきます。そして、その魅力を発信しながら、情報の交流などにより、価値創造の好循環を生みだしていきます。



Ⅱ章 基本計画

1. 施策体系

		<分野>	<施策目標>	<基本施策>
子 施 育 策 分 野 教 育 1	施策目標 1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している		1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます 1-2 子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります	
	施策目標 2 未来への道を切り拓く力が育っている		2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます 2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます	
	施策目標 3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている		3-1 文化の継承と活用に努めます 3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます	
福 祉 健 康 2	施策目標 4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる		4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します 4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます 4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します	
	施策目標 5 健康になるまちづくりが進んでいる		5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます	
市 施 民 生 分 野 3	施策目標 6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている		6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます 6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます 6-3 地域特性に合った商業の活性化を目指します 6-4 行政サービスの利便性を高めます	
安 全 施 策 分 野 4	施策目標 7 災害に強いまちづくりがすんでいる		7-1 まちの防災機能を高めます 7-2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます	
	施策目標 8 日常の安全安心が確保されている		8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます 8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます 8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します	
都 市 基 盤 5	施策目標 9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている		9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます 9-2 良好な景観を守り、魅力を伝えます 9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます 9-4 良質な住環境を維持し、住宅ストックを活用します	
	施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる		10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁） 10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設） 10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます	
行 政 経 営 6	施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる		11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します 11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます	
	施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行政財政運営が行われている		12-1 長期的視点に立った行財政運営を行います 12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置を進めます	
	施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている		13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います 13-2 職員が能力を発揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」を進めます	

2. 分野別施策

<施策分野1 子育て・教育>

施策目標1 誰もが安心して生み育てられる環境が充実している



■リード文

● 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

年々、出生数は減少していますが、共働き世帯が増加し、就学前教育・保育環境の整備へのニーズが高まっていることから、待機児童解消に向け、すべての就学前の子ども達の最善の利益につながるよう「市立幼稚園・保育所のあり方」を公表し、施設の再編整備や民間活力の導入を進めました。

放課後の子どもの居場所づくりでは、放課後児童クラブ^{*1}を小学校の全学年で実施しました。

また、母子健康手帳の交付時に保健師が申請者全員の面談を実施するとともに、子育て世代包括支援センター^{*2}を設置し、専門スタッフによる妊娠期から子育て期の切れ目ない支援に取り組みました。

● 課題

受け入れ可能な保育児童数は増加したものの、依然として待機児童解消が課題となっています。

近年、児童虐待の顕在化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、母子保健施策と子育て支援施策の一層の連携が求められています。

● 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「仕事と子育てを両立できる環境整備」、「子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境づくり」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標		現状値	目標(R7)
① 待機児童数(人)	就学前	181	0
	放課後児童クラブ	0	0
② 子育てで困った時に相談できる相手がいる人の割合(%)		95.5	維持
③ 地域子育て支援拠点事業の利用者数(人)		39,216	61,452
④ 子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度(%)		23.6	29.0

■関連する主な条例や課題別計画等

*1 放課後児童クラブ：学校の放課後等、保護者が就労等で家庭を不在にする小学生を対象に、遊びを通じて生活指導その他児童の健全育成を図ることを目的とする事業。全市立小学校で実施。

*2 子育て世代包括支援センター：妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言を関係機関と連絡調整しながら行い、妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートする機関。保健福祉センター2階にあり、保健師が常駐している。

- 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

1-1 仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます

1-1-1 社会環境の変化に応じた就学前教育・保育施設の整備

保育ニーズを的確に把握しながら、民間保育施設の誘致など官民が協働して取組を進めます。

1-1-2 子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり

放課後児童クラブと関連事業との連携強化に加え、学校・地域・企業と協働しながら、あしやキッズスクエア^{*3}事業を充実します。

1-2 子どもの命と健康が守られ、安心して子育てできる環境をつくります

1-2-1 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう支援を充実させるとともに、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就労支援等総合的・継続的な支援を実施します。

1-2-2 児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応のための相談・支援体制の強化

子ども家庭総合支援室^{*4}において要保護児童対策地域協議会^{*5}を運営し、こども家庭センター・警察・学校・地域等の関係機関との連携体制の充実により、虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。

1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実

子育て世代包括支援センター等での相談から支援体制までの充実や養育支援訪問などにより、個々の家庭が抱える養育上の問題解決・軽減を図ります。

1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供

子育て家庭が互いに交流できるよう、「つどいのひろば^{*6}」や「あい・あいるーむ^{*7}」等の身近な地域での交流や相談支援事業を実施します。

*3 あしやキッズスクエア：文部科学省の放課後子ども教室推進事業として、全市立小学校で実施。企業や地域のかたの参画も得ながら様々なことを学ぶ体験プログラムと、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所を提供する事業。

*4 子ども家庭総合支援室：すべての子どもとその家庭や妊産婦等を対象として、実情の把握、情報の提供、相談等必要な支援を行う、地域の資源や必要なサービスと有機的につなぐソーシャルワークを中心とした機能を担う。

*5 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている児童等の早期発見及び適切な保護と、養育の支援が必要な児童や出産前から養育について支援が必要な妊婦等への適切な支援を図るため、児童福祉法に基づき設置する機関。

*6 つどいのひろば：子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場で、地域の子育て関連情報の提供や子育て支援に関する講習等も実施している。

*7 あい・あいるーむ：地域の主任児童委員、民生委員・児童委員が、子育て親子の仲間づくりや情報交換の場として、市内の公共施設で開催している。

施策目標2 未来への道を切り拓く力が育っている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

子どもや若者の健全育成では、若者相談センター「アサガオ」^{*8}の受付体制の拡充、セミナー等の実施などにより相談件数が増加し、社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者の自立と社会参加を支援する環境を強化しました。

また、教育環境の充実では、ICT環境の整備、小学校の英語学習の教科化に向けたALT（外国語指導助手）の配置、就学前教育・保育施設と学校・家庭・地域が連携した教育活動の取組などを進めました。

- 課題

スマートフォンが急速に普及し、低年齢層にもインターネットが身近な存在になるなど、子どもや若者を巡る環境は大きく変化しています。

また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、プログラミング教育や外国語教育の導入など時代に応じた教育を地域と連携しながら推進するとともに、継続してインクルーシブ教育・保育に取り組んでいく必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「子どもや若者の健全育成」、「就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境の整備」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標		現状値	目標(R7)
① 若者の自己肯定感(%)	中学生	34.1	40.0
	15～39歳	49.2	50.0
② 将来の夢や目標を持つている児童生徒の割合(%)	小学生	83.9	87.0
	中学生	69.1	72.0
③ 子どもと接する機会がある人の割合(%)		65.3	68.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第2期子ども・若者計画（令和2～6年度）
- いじめ防止基本方針（平成30年改定）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）

*8 若者相談センター「アサガオ」：社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を有する子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。

- 教育指針（毎年更新）
- 第2期子育て未来応援プラン「あしや」（令和2～6年度）

＜基本施策、主な施策、説明文＞

2-1 子どもや若者の健全な成長を支えます

2-1-1 社会的な問題に対する地域や家庭での取組の推進

子どもたちを巡るいじめや性、インターネットに関する問題や子どもの貧困などの現代的な社会問題に対応するため、地域や家庭と連携した取組を推進します。

2-1-2 就学前の子ども、児童・生徒、青少年の悩みへの対応、解消や社会参加の促進

広報・啓発の充実を図りながら、相談事業などにより子ども・若者を支援します。

2-2 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携・協働し、未来を見据えた教育環境を整えます

2-2-1 インクルーシブ教育・保育^{*9}システムの推進

配慮を必要とする子ども^{*10}の支援を充実し、インクルーシブ教育・保育システムを推進します。

2-2-2 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備

就学前教育・保育施設と小学校との円滑な接続、小中学校における外国語教育・食育などを推進し、教育・保育環境の充実を図るとともに市立幼稚園での3歳児保育の試験的な実施と検証を行います。

2-2-3 教育ICT環境整備の推進

未来を担う子どもたちが、社会環境が変化するなかでも豊かな創造性を發揮できるよう、教育ICT環境を整備し、誰一人取り残すことのないそれぞれの子どもに適した教育を実践します。

2-2-4 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり

地域全体で未来を担う子どもの成長を支えるため、自主的な活動を行うコミュニティ・スクール^{*11}への支援、あしやキッズスクエア、トライやる・ウィーク^{*12}の充実など地域での交流を進めます。

*9 インクルーシブ教育・保育システム：個別的配慮が必要な人と他の人が共に学び育ちあう教育及び保育のこと。個別的配慮が必要な人が排除されることなく、自己の生活する地域において教育・保育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。

*10 配慮を必要とする子ども：障がいのある子ども、医療的ケアの必要な子ども、外国語・外国にルーツのある子どもなど、配慮を必要とする子どものこと。

*11 コミュニティ・スクール：小学校区を基本とした地域において、文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的とする団体。昭和53年から順次設立され、現在9団体が小学校等を利用し、活動している。

*12 トライやる・ウィーク：学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校2年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動等、5日間、様々な体験活動を行う。

施策目標3 生涯を通じた学びの文化が醸成されている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

公民館、美術博物館、谷崎潤一郎記念館等の社会教育施設・文化施設や会下山遺跡・旧山邑家住宅などの文化財を活用して、数多くのイベントやワークショップ等を開催しました。

図書館では、本館を大規模改修して利用環境を整備するとともに、芦屋市文化ゾーン^{*13}連携事業としての読書イベント「niwa-doku」の実施、小学校での出前授業など読書機会の充実を図りました。

また、スポーツ推進実施計画等に基づき、ライフステージに応じたスポーツ、学校や地域と連携した取組、スポーツ文化^{*14}、芦屋らしいスポーツを推進しました。

あしや学びあいセミナー^{*15}や芦屋川カレッジ^{*16}学友会と連携した夏休み子ども教室の開催など、市民が自ら学んだことを社会に還元する仕組みの構築に取り組みました。

- 課題

芦屋の文化を次の世代に継承するためには、シビックプライドの醸成につながるまちの魅力を発信するとともに、幅広い年代の市民が継続して自主的に活動する仕組みづくりを促進する必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「文化の継承と活用」、「市民による学びの仕組みづくり」の観点に立脚した取組を推進します。

*13 芦屋市文化ゾーン：伊勢町にある図書館・谷崎潤一郎記念館・美術博物館の3館により形成されるエリア。

*14 芦屋らしいスポーツ文化：阪神間モダニズムの中心地としてゴルフ、テニス、登山など伝統的に発展してきたスポーツを大切にしつつ、種目にとらわれず様々なスポーツへの関わりを通して市民が楽しみながら健康で自分らしく輝き、充実した生活を目指すこと。

*15 あしや学びあいセミナー：芦屋市社会教育関係登録団体が、それぞれの団体が専門とする内容で市民を対象に実施する出前講座。

*16 芦屋川カレッジ：60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 芦屋市内の主な歴史的・文化的な資源の知っている割合(%)	64.1	70.0
② 月に1回はスポーツ、芸術、歴史に触れるために外出している人の割合(%)	42.5	50.0
③ この1年間で自発的に学びを得る機会があった人の割合(%)	46.9	52.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 文化基本条例（平成22年条例第1号）
- 文化財保護条例（平成元年条例第7号）
- 第2次文化推進基本計画（平成29年～令和3年度）
- 第3期教育振興基本計画（令和3～7年度）
- 第2次生涯学習推進基本構想（平成21年策定）
- スポーツ推進実施計画（後期）（令和元～5年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

3-1 文化の継承と活用に努めます

3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用推進

個性豊かで幅広い芦屋文化が創造されるまちづくりの実現を目指し、社会教育施設・文化施設の有効利用や史跡・文化財などの保存・活用を推進します。

3-1-2 多様な連携による読書のまちの推進

市民が知識や教養を高めることができるよう、図書館利用の促進に加え、学校図書館との連携充実などに取り組みます。

3-1-3 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進

地域や団体、学校と連携しながら「する・みる・ささえる」スポーツ文化を醸成し、すべての市民が楽しめる環境づくりを進めます。

3-2 市民による学びの仕組みづくりを進めます

3-2-1 市民による生涯を通じた学習の支援

知の循環型社会^{*17}を推進し、自らがリーダーとなって活躍できる人材・団体の支援に取り組みます。

*17 知の循環型社会：個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながり、学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。

施策目標4 あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

福祉サービス提供基盤の整備をはじめ、高齢者を地域で支える体制づくり、障がいのある人の就労支援、生活困窮者の自立支援を進めました。

また、各種展示事業や平和記録集の発行など市民の平和意識の醸成を図る事業に加え、性的少數者など様々な人権課題について講演会等を通じて啓発を行い、多様性と人権が尊重される社会づくりに向けた取組を進めました。

男女共同参画の視点では、女性の個々の状況に応じて包括的に支援する「女性が輝くまち芦屋」プロジェクトを開始しました。

国際交流事業では、多言語や「やさしい日本語」を用いて情報を提供するとともに、外国人向けの防災訓練や災害時外国人支援講座、外国にルーツを持つ方との交流や講演会等により、多文化共生のまちづくりを進めました。

- 課題

地域や家庭でのつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まる中、社会的な支援が必要な人への対応はますます重要となっており、年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、お互いの人権を尊重し合い、誰も取り残されることなく、自分に合った役割を担い、お互いに支え合う地域づくりを更に進めていかなければなりません。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域共生社会の実現」、「誰もが地域で暮らしやすいまちづくり」、「平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値		目標(R7)
① 地域の活動や行事に参加している人の割合(%)	41.2		50.0
② 日常生活で困った時に相談できる人や場所がいる（ある）人の割合(%)	66.2		75.0
③ 障がいのある人に対する地域の理解が進んできたと感じる人の割合(%)	19.0		35.0
④夫婦間での家事・育児の分担の割合が「同程度・適宜分担」と回答した人の割合(%)	55.8 25.8 61.7 28.3	理想 現実 理想 現実	65.8 33.8 68.7 38.7

■関連する主な条例や課題別計画等

- 芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例（令和2年条例第28号）
- 第3次地域福祉計画（平成29～令和3年度）
- 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3～5年度）
- 障害者（児）福祉計画第7次中期計画（令和3～8年度）
- 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（令和3～5年度）
- 第4次人権教育・人権啓発に関する総合推進指針（令和2年度策定）
- 男女共同参画推進条例（平成21年条例第10号）

- 第4次男女共同参画行動計画「ヴィザス・プラン」（第2次女性活躍推進計画含む）
(平成30～令和4年度)
- 第2次配偶者等からの暴力対策基本計画（平成30～令和4年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

4-1 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します

4-1-1 包括的支援体制の構築

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、本人や世帯への継続的な支援や地域とのつながりづくり等、包括的な支援体制を整備します。

4-1-2 地域住民をはじめとした多様な主体の参加と協働による地域力の向上

地域発信型ネットワーク^{*18}、共助の地域づくり推進事業等を推進します。

4-2 誰もが地域で暮らしやすいまちづくりを進めます

4-2-1 地域から孤立している人や経済的に困窮している人への適切な支援

生活困窮者自立支援制度を中心として、相談・支援事業の充実を図ります。

4-2-2 高齢者がいつまでも安心して暮らせる取組の推進

高齢者を支える地域包括ケアシステム^{*19}と認知症施策の総合的な取組を推進します。

4-2-3 障がいのある人が活躍できる環境整備

障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進します。

4-3 平和と人権が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を目指します

4-3-1 男女共同参画意識が浸透し、女性が活躍できるまちを目指したエンパワメント

^{*20}事業の展開

男女共同参画社会を実現するため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組や女性の活躍を支援する事業を推進します。

4-3-2 多文化が共生する地域づくり

「潮芦屋交流センター」を国際交流と地域コミュニティの活動の拠点として活用し、市内在住外国人の支援、社会参画の促進、多文化共生を推進します。

4-3-3 市民一人一人の多様性が尊重され、安心して暮らせる環境づくり

様々な機会を捉えた人権教育・人権啓発を実施し、権利擁護に関わる施策を推進します。

4-3-4 平和な世界の実現に向けた施策の実施

戦争が最大の人権侵害であるという観点から、平和意識の醸成と次世代への継承に向け、平和首長会議等と連携し、講演会等の啓発事業に取り組みます。

*18 地域発信型ネットワーク：地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組を進めるため、自治会などの地域住民や民生委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向けた具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市社会福祉協議会が担う。

*19 地域包括ケアシステム：要介護状態になつても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援を一体的に提供していくこと。

*20 エンパワメント：自らの力で生活をコントロールできる能力を獲得・発揮すること。

施策目標5 健康になるまちづくりが進んでいる



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

健康増進・食育推進計画に基づき、定期的な健康診査の受診や予防接種の促進などの健康づくり関連施策を推進するとともに、高齢者が生きがいを持って社会参加できる機会の拡充や介護予防の取組を推進しました。

- 課題

からだの健康、こころの健康を保持増進することが重要であり、普段は自分の健康について意識をしていない人にも、健康につながる行動を促す環境を整え、今後も、生活習慣病予防や健康寿命の延伸による生活の質の維持向上のため、市全体での生涯を通じた健康づくりが重要となっています。また、感染症の予防・収束に向けた「新しい生活様式」の啓発などに取り組む必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「市民の健康づくりを促し、市民一人ひとりがいつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができるまちづくり」の観点に立脚して、健康づくり行動や食育活動の支援、スポーツ環境づくりと高齢者の生きがいづくり、介護予防などの取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 週3回以上の運動習慣がある人の割合(%)	24.1	50以上
② 毎年健康診査・定期健康診断を受けている人の割合(%)	70.3	75以上
③ 適正体重の人の割合(%)	76.5	維持
④ 要支援・要介護認定率の全国との比較(%)	18.5 本市	全国平均から +0.9ポイント以内

■関連する主な条例や課題別計画等

- 第3次健康増進・食育推進計画（平成30～令和4年度）
- データヘルス計画（平成30～令和5年度）
- 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3～5年度）
- 新型インフルエンザ等対策行動計画（平成27年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

5-1 市民の健康づくりを促し、いつまでも自分らしく生き生きと過ごすことができる取組を進めます

5-1-1 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備

高齢者がいつまでも活躍できるよう介護予防、認知症予防に取り組み、自身のできること、したいことを地域での生きがい活動や社会活動への参加につなげます。

5-1-2 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築

健康の保持増進を図るため、特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組み、ポイント制度を活用した事業や食育、スポーツ活動の推進、こころの健康に関する正しい知識の習得の支援に加え、公衆衛生の向上のため、予防接種しやすい環境整備と未接種者対策を推進します。

5-1-3 新たな感染症の拡大防止

新たな感染症が拡大した場合に、被害を最小限に抑えながら社会経済活動が維持できるよう、感染症の予防・収束に向けた対策を充実し、柔軟に対応しながら適切な啓発に取り組みます。

施策目標6 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

良質な住環境の維持、向上を図るため、官民協働による市民マナ一条例の周知や来訪者等への阪神間合同での取組など、新たな情報発信を進めるとともに、ごみの減量化など環境負荷低減の施策や市内生息生物の実態調査など豊かな自然環境の保全に取り組みました。

また、商業分野においては、中小企業・小規模企業振興基本条例を制定、創業・経営継続支援の拠点となるコワーキングスペース新設への補助、阪神間モダニズム文化をブランドとして活用する事業などを実施しました。

- 課題

市民アンケートでは、まちの清潔さや自然環境の豊かさの評価は高いものの、商業の活性化・利便性への満足度は低くなっています。本市の特徴でもある美しいまちを市民とともに維持しつつ、本市の規模や地域特性に応じた賑わいを創出し、良好な住生活環境の形成に努めます。**また、新型コロナウィルスによる影響を受けた事業者に対する経営継続の支援も求められます。**

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「清潔なまちを協働で維持する」、「環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高める」、「地域特性に合った商業の活性化」、「行政サービスの利便性向上」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 芦屋市が美しく清潔だと思う人の割合(%)	87.4	92.1
② 地球温暖化防止に向けた取組を行っている平均項目 (全3項目)	2.93	3.20
③ 1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)	979.6	882.2
④ 市内の商店街・商業施設を以前から利用もしくは最近利用するようになった人の割合(%)	28.8	31.1
⑤ 市の行政手続きが利用しやすいと感じる人の割合	65.6	70.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（平成19年条例第13号）
- 第2次市民マナ一条例推進計画（令和元～5年度）
- 第3次環境計画（平成27～令和6年度）
- 森林整備計画（平成29～令和9年度）

- 第5次環境保全率先実行計画（令和3～7年度）
- 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成12年条例第32号）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成29～令和8年度）
- 中小企業・小規模企業振興基本条例（平成30年条例第24号）

<基本施策、主な施策、説明文>

6-1 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

6-1-1 市民マナーラインをはじめとした快適なまちづくりの推進

市民マナーラインをはじめ、ごみの出し方やまちの清掃を市民一人一人が心がけ、マナーを守る清潔なまちづくりを推進します。

6-2 環境へ配慮した都市生活の仕組みを築き、意識を高めます

6-2-1 ごみの減量化、再資源化事業の促進

環境に配慮した暮らしやまちづくりが進むよう、3R^{*21}や事業系ごみの適正処理などを推進します。

6-2-2 地球温暖化防止に向けた取組

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に向け、節電などの省エネに関する啓発をより一層推進します。

6-2-3 自然環境を守る意識の向上と自然に触れる機会の創出

豊かで多様な本市の自然環境の継承に向けて、市民が生物の多様性に関心を持ち、身近な自然に親しみ、自然環境を守り共生する意識の醸成に取り組みます。

6-3 本市の特性に合った商業の活性化を目指します

6-3-1 起業・創業・経営継続の支援

中小企業・小規模企業振興基本計画に基づき、コワーキングスペース^{*22}を活用した創業支援や情報の発信など事業者に寄り添った経営継続の支援に取り組みます。

6-3-2 住宅都市としての価値を高める商業活性化の推進

商店街への支援など、住宅地としての価値を高める商業活性化事業を推進します。

6-4 行政サービスの利便性を高めます

6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスの利便性の向上

ICTやマイナンバー等を活用し、オンライン手続きの充実など行政サービスの利便性の向上を図ります。

*21 3R : Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）を表す。Reduceから優先度が高い。

*22 コワーキングスペース：相互にアイデアや情報を交換し、オフィス環境を共有することで生まれる相乗効果を目指すコミュニティ・スペース。本市では、セミナーや専門家による相談支援を受けることができ、新規創業者同士や既存事業者との交流により、販路拡大、連携事業などにつなげることを目的としている。

施策目標7 災害に強いまちづくりがすすんでいる



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

公共施設やライフライン、住宅の耐震化、無電柱化、防火水槽の整備などのハード対策に加え、防災情報の発信ツールの多重化のほか、将来発生が懸念されている南海トラフ巨大地震に対応するため、津波一時避難施設の指定やハザードマップ等を活用した市民啓発、要配慮者の把握、防災訓練の実施などのソフト対策も進めました。

- 課題

近年、大規模な災害が日本各地で頻発しており、本市においても、行政のできること、市民のできること、それぞれの日頃の備えが課題であり、今後も国や県、地域と一体となった防災・減災に向けた取組を推進しながら、大規模自然災害が起こっても機能不全に陥らず、様々な局面に対応可能な地域づくりを目指す必要があります。

- 第5次総合計画の前期基本計画での方向性

「防災機能の向上」、「自助、共助、公助の連携による災害対策」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 住宅の耐震化率(%)	93.3	98.0
② 土砂災害特別警戒区域及び津波浸水想定区域での地区防災計画 ^{*23} の策定割合(%)	5.0	50.0
③ 災害時への備えをしている平均取組項目（全11項目）	3.44	5.2

■関連する主な条例や課題別計画等

- 耐震改修促進計画（平成20～令和7年度）
- 強靭化計画（平成29～令和3年度）
- 無電柱化推進計画（平成30年策定）
- 地域防災計画（毎年更新）
- 水防計画（毎年更新）
- 国民保護計画（平成28年変更）

*23 地区防災計画：市内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者）が行う自発的な防災活動に関し、共助の強化により地区の防災力を向上させることを目的とする地区居住者が策定する計画。

- 危機管理指針（平成 25 年改訂）
- 第 3 次地域福祉計画（平成 29～令和 3 年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

7-1 まちの防災機能を高めます

7-1-1 適切な情報提供による住宅の耐震改修の促進

今後発生が懸念される地震による建築物の倒壊被害を減少させるため、適切な指導に加え、住宅耐震改修や簡易耐震診断などを促進します。

7-1-2 避難所等既存施設の防災機能の強化

災害発生時の備えとして、災害や避難者に応じた避難所等の運営及び環境の向上や土砂災害特別警戒区域等への対策、耐震性貯水槽の整備などの強化を図ります。

7-1-3 無電柱化の推進

無電柱化推進計画に基づき、「電柱・電線のないまち」を目標に、長期的な視点で計画的かつ効率的に事業を推進します。

7-2 自助、共助、公助の連携により、災害に備えます

7-2-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援

地区防災計画の策定、自主防災組織等の活動との連携、防災リーダーの育成、地域防災訓練の充実及び要配慮者支援など共助の取組を支援します。

7-2-2 防災に関わる情報の効果的な発信

ホームページやテレビ、ラジオだけでなく SNS 等を活用した多様な手法により、要配慮者にも配慮し、平時からの周知・啓発、災害発生時の迅速な発信、被災後の生活における必要な情報の提供に取り組みます。

7-2-3 災害発生時の体制や防災対策の充実

地域防災計画^{*24}や危機管理指針に基づく各種取組を推進するとともに、消防団への入団促進などの消防体制の充実、事業継続計画（BCP）^{*25}の見直しなどを行います。

*24 地域防災計画：本市での災害に係る処理すべき事務または業務に関し、市民や関係機関の協力業務も含めて、総合的かつ計画的な対策を定め、災害による被害を軽減し、市民の生命、財産を守るとともに、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を目的とする市が策定する計画。

*25 事業継続計画（BCP）：災害などの緊急事態が発生した際に、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早期に復旧できるよう、災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や、非常時においても優先度の高い通常業務などの対応策について定めた計画のこと。

施策目標8 日常の安全安心が確保されている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

防犯対策面では、防犯カメラの設置などを実施するとともに、様々な地域団体が自主的に地域パトロール活動を展開しました。

交通安全面では、警察や地域、関係団体等と一体となって交通安全対策に取り組み、児童の登下校時の見守り活動の展開、交通安全教室等の開催による交通ルール・マナーの周知・啓発などを行いました。

地域医療体制面では、住み慣れた地域で市民が安心して適切な医療を受けられるよう、地域の医療機関の連携強化に努めたほか、地域包括ケアシステムの構築を進めました。また、救急体制については、救急救命士や認定救急救命士の養成などにより質の向上に努めました。

- 課題

市内の刑法犯罪認知件数は減少していますが、スマートフォンやパソコンを使う中で巻き込まれる消費者トラブルが、近年、全国的に問題となっており、手口が多様化する特殊詐欺の発生件数や被害額は増加傾向にあります。

また、市民アンケートにおいて、交通安全に関する項目の満足度が低く、高齢者の死亡事故や自転車による事故の防止に向けた対応が求められており、防犯対策や交通安全には関係団体と連携しながら地域に合わせた取組を進めることが必要です。

医療分野においては、緊急時に適切な医療が受けられることも引き続き必要です。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域などと連携した防犯の向上」、「交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちづくり」、「誰もが安心して適切な医療を受けられる地域」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 街頭犯罪・侵入犯罪の認知件数(件)	244	147
② 人身事故の発生件数(件)	332	293
③ 救急119番通報受信から現場到着までの時間(分)	6.2	6.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民の生活安全の推進に関する条例（平成13年条例第17号）
- 第11次芦屋市交通安全計画（令和3～7年度）

- 交通バリアフリー基本構想（平成19年策定）
- 市立芦屋病院新改革プラン（平成29年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

8-1 地域などと連携し防犯の向上に取り組みます

8-1-1 関係機関、地域活動団体等との連携を図り、市民の安全を確保するための対策

まちづくり防犯グループ^{*26}などとの連携、見守り活動の支援、警察等との連携による情報発信に取り組みます。

8-2 交通ルールを守る意識を高め、歩きやすいまちとなるよう取り組みます

す

8-2-1 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善

子どもたちを交通事故から守るために、学校、PTA、地域等と連携して、通学路合同点検により道路環境の改善や交通安全教育を実施します。

8-2-2 道路の安全な通行につながる対策の実施

市民が安全かつ安心して外出できる道路環境を形成するため、防護柵の整備、道路のバリアフリー化、警察と連携した違法駐車・駐輪対策を行います。

8-2-3 交通安全に関する周知・啓発の強化

交通事故を減少させるために、交通安全教室などを通じて自転車を含む交通ルールやマナーについて啓発に取り組みます。

8-3 誰もが安心して適切な医療を受けられる地域を目指します

8-3-1 救急体制の充実

救急車の適正利用を啓発するとともに、誰も取り残さない119番受信体制に努め、一刻も早い救急救命活動を進めます。

8-3-2 医療の地域連携の推進

市民に信頼され、安全で質の高い医療を安定的に提供できるよう、市立芦屋病院と地域における医療・福祉の関係機関との連携強化を図ります。

*26 まちづくり防犯グループ：「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の防犯活動やまちの美化活動等、安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。

施策目標9 住宅都市の魅力が受け継がれ、高められている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

まちなかを花と緑で彩り緑を守り育てる活動について、オープンガーデン^{*27}による市民参加や意識向上に向けた情報発信や啓発活動のほか、芦屋らしい景観誘導策として芦屋市屋外広告物条例の運用、無電柱化の整備などを進めました。また、地域により活用される公共空間としての公園のリニューアルや道路・公園のバリアフリー化を実施するとともに、回遊性向上と優良な都市景観のため、JR芦屋駅等に案内誘導サイクルを整備し、質の高い魅力ある住まいづくりとして、良好な住環境の維持、誘導の取組や、長期優良住宅の普及等を促進しました。さらに、良質な住宅ストック形成に向けては住宅相談や住宅や事業所等として活用する空き家を対象に補助を行う空き家活用支援事業を開始しました。

- 課題

社会情勢の変化や厳しい財政状況においても、これまで育んできた良好な景観を持続可能な手法で維持することが課題です。また、空き家についても目を配らせながら住宅ストックの活用を促し、市民と共に付加価値を生み出す都市空間の活用について、多様な取組を積極的に進めることで住宅都市としての魅力を捉え直し、価値観が多様化するなかでも選ばれるまちを目指す必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「まちなかの緑の持続可能な整備」、「良好な景観を守り、魅力を伝えるまちづくり」、「地域の価値を高める公共空間の活用」、「良質な住環境の維持と住宅ストックの活用」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 定住意向	84.3	維持
② 植物の育成や管理、清掃など緑化・保全に関する活動に過去1年に1回以上かかわったことがある人の割合(%)	15.7	20.0
③ 地域におけるまちなみとまちなかの緑の景観の美しいと感じている人の割合(%)	91.3	維持
④ 公園を年数回以上、利用したことがある人の割合(%)	50.9	60.0

■関連する主な条例や課題別計画等

- 緑ゆたかな美しいまちづくり条例（平成11年条例第10号）
- 都市景観条例（平成21年条例第25号）
- 建築協定に関する条例（昭和43年条例第23号）
- 生活環境保全のための建築物等の規制に関する条例（平成8年条例第25号）
- 地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年条例第27号）
- 屋外広告物条例（平成27年条例第54号）

*27 オープンガーデン：「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催し、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。

- 緑の基本計画（令和3年度～）
- 都市計画マスターplan（令和3～12年度）
- 景観計画（平成27年策定）
- 景観形成基本計画（平成27年改訂）
- 公園施設長寿命化計画（令和3～令和12年度）
- 住宅マスターplan（平成30～令和9年度）
- 市営住宅等ストック総合活用計画（平成22～令和11年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

9-1 まちなかの緑の持続可能な整備に努めます

9-1-1 地域主体の緑化の推進

花と緑で彩られた芦屋をつくるため、オープンガーデン参加箇所数の維持増加や市内緑化団体の活動を支援します。

9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討

緑の基本計画に基づき、まちに潤いをもたらす街路樹や公園の緑の維持管理に取り組みます。

9-2 良好な景観を守り、魅力を伝えます

9-2-1 良質な都市景観への誘導

芦屋の美しい景観を守り、育てるため、「景観地区」の認定制度による良好な景観の創出と維持、屋外広告物条例の推進、無電柱化の推進などを図ります。

9-3 地域の価値を高める公共空間の活用を進めます

9-3-1 公園ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理

まちの価値を高める公共空間となるよう総合公園の活性化や地域に応じた市民による公園緑地の利活用などを推進します。

9-3-2 都市施設のユニバーサルデザイン^{*28}の推進

公共施設や道路・公園などの都市施設の整備に合わせ、利用者の視点を考慮したユニバーサルデザインを推進します。

9-3-3 多様な主体による公共施設の活用

行政施設・学校園施設の地域での活用や市有地の民間活用などについて検討します。

9-4 良質な住環境を維持し、住宅ストックを活用します

9-4-1 長期的な市営住宅のあり方の検討

市営住宅の適切な維持管理に加え、適正配置などを検討します。

9-4-2 住宅ストックの効果的な活用

総合的な住宅相談窓口の利活用やリフォーム改修、中古住宅流通の促進に加え、マンションの適正な維持管理やネットワークづくりの支援に取り組みます。

*28 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

施策目標 10 持続可能なインフラ整備が進んでいる



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

橋梁や防護柵等の整備、自転車駐車場整備など、市民が安全かつ快適に移動できる環境整備のほか、本市の保有する建築物、上下水道、公園等の施設更新を行い、適切な維持管理と長寿命化を進めました。さらに、JR芦屋駅周辺の交通結節機能を強化するため、駐輪場の集約化、駅前広場地下空間の活用検討、バス路線の再編について関係機関との協議、JR芦屋駅南地区における第二種市街地再開発事業の都市計画決定、事業計画策定などを行いました。

- 課題

他都市と同様に、高度経済成長期に整備された多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策が大きな課題となっています。特に、一定の期間を経て廃止に向かうごみ収集パイプライン、更新時期が近付いているごみ処理施設は、長期間に渡って多額の費用が発生する見込みであり、今後も本市の都市インフラを安全で快適かつ持続可能なものとするため、より効率的な手法を研究し、計画的な維持管理・更新・整備を図る必要があります。また、利便性が高い東西の移動と比較して、南北の移動については課題があり、交通のさらなる円滑化に向けて取り組む必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「持続可能な交通インフラの保全」、「持続可能な生活インフラの保全」、「市内交通の円滑化」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 対策が必要な橋梁の割合(%)	21	0
② 水道管等の耐震適合率(%)	水道管	66.0
	配水池	81.2
③ 下水道管耐震化率(%)	23.65	27.27
④ 市内をスムーズに移動でき、利便性が高いと感じる人の割合(%)	69.8	維持

■関連する主な条例や課題別計画等

- 橋梁長寿命化修繕計画（令和2～11年度）
- 水道事業経営戦略（平成30～令和9年度）
- 水道ビジョン（平成30～令和11年度）
- 下水道中期ビジョン（平成23～令和3年度）
- 下水道ストックマネジメント計画（平成30～令和4年度）

- 公共下水道事業計画（平成 29～令和 3 年度）
- 一般廃棄物処理基本計画（平成 29～令和 8 年度）
- 総合交通戦略（平成 30～令和 10 年度）
- 自転車ネットワーク計画（平成 30 年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

10-1 持続可能な交通インフラを保全します（道路・橋梁）

10-1-1 橋梁の計画的な保全

今後、増大が見込まれる橋梁の補修・架替えに対応するため、橋梁の計画的な保全や廃止も視野に入れた適正化に取り組みます。

10-1-2 道路の適切な維持管理

安全で利用しやすい道路空間の確保に向け、適切な道路の補修や防護柵の整備に取り組みます。

10-2 持続可能な生活インフラを保全します（上下水道・ごみ処理施設）

10-2-1 上下水道事業の安心・安全で安定的な運営

将来に渡って上下水道施設を快適に利用できるよう、施設の計画的な維持管理、耐震化を行います。

10-2-2 ごみ処理施設の安定的な運用

ごみ焼却施設、資源化施設及びパイプライン施設の安定的な運用に向けて、適正な維持管理及び施設整備に取り組みます。

10-3 市内交通の円滑化に向けて取り組みます

10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進

JR 芦屋駅南地区において、円滑な通行を確保し、近隣へも賑わいと活力が波及するよう、本市の南玄関口としてふさわしく魅力のあるまちづくりの完成に向け、市街地再開発事業を推進します。

10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能^{*29}の形成・充実

交通の円滑化、安全性向上に加え、防災性の向上等を図るため、稻荷山線、山手線の道路整備、阪神電気鉄道の立体交差、山手第 1、2 地区^{*30}の面的整備、阪急芦屋川駅周辺の交通結節点^{*31}機能整備について調査・研究を重ね、検討を進めます。

10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進

歩行者・自転車・自動車それぞれが安全・安心で快適に通行できる自転車利用環境に向けて、道路を整備します。

*29 道路ネットワーク機能：地域と地域をつなぐための機能

*30 山手第 1 地区：三条町の一部及び西山町全域

山手第 2 地区：東芦屋町の一部

*31 交通結節点：異なる交通手段（場合によっては同じ交通手段）を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぎが行われる場所、あるいは施設の総称。

施策目標 11 協働の意欲が高まり市民主体のまちづくりが進んでいる



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

あしや市民活動センターでのNPOやボランティアに関する相談及びコーディネート事業の実施、市民活動フェスタなどのイベント開催、市民参画・協働アドバイザーの設置などを行いました。また、市民の主体的な市民活動を促進する環境づくりとして、市民提案型事業補助金の創設、市民が「できること・したいこと」を実現できる仕組み（ひとり一役活動推進事業）の構築などをしました。さらに、自治会活動活性化に向けた支援に加え、市民がまちや暮らしを自分でデザインするための「芦屋まちデザインラボ^{*32}」、企業団体等を含む多様な主体とともに福祉のまちづくりを考える「こえる場！」など、多様な市民参画・協働の取組も展開しました。

一方、市民への情報提供としての広報は、「伝える広報」から「伝わる広報」を目指して、市民が手に取りたくなる紙面づくりを進め、全面的なリニューアルを行いました。

- 課題

人口減少、少子高齢化、ニーズの多様化など、社会構造が変化する中、持続可能で効果的な行政運営を行うには、市民をはじめ、企業や団体等、多くの主体の参画と協働により、社会課題を解決する視点がますます重要です。行政と市民がともに考え、ともにまちづくりを進めるには、わかりやすく適切な市政情報の発信等で自治に対する関心を高めるとともに、多様な人の知恵と力を集結し、地域が主体となって新たな課題を探索・協議できる枠組みにより、社会課題への解決策を生み出し続ける仕組みを構築する必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「地域が主体となってまちづくりを行う仕組みの構築」、「効果的な情報共有」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 地域の活動に年1回以上参加している人の割合(%)	35.9	40.0
② 居住する地域にとらわれない活動に年1回以上参加している人の割合(%)	34.5	40.0
③ 市政情報の発信ができていると思う人の割合(%)	29.0	40.0

*32 芦屋まちデザインラボ：楽しくワクワクできるまちに住みたい、働きたいという思いを実現するため、どのようなことをすればよいのかを考えたり、学ぶゼミ。

■関連する主な条例や課題別計画等

- 市民参画及び協働の推進に関する条例（平成19年条例第5号）
- 市民参画・協働推進の指針（平成18年策定）
- 第3次市民参画協働推進計画（令和2～6年度）
- 情報提供の推進に関する指針（平成17年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

11-1 地域が主体となってまちづくりを行う仕組みを構築します

11-1-1 市民活動の機会の提供に努め、地域を支える人材の発掘・育成の支援

効果的な情報発信を行い、市民参画・協働の理解促進に努めるほか、市民活動センターやまちデザインラボなどの活動を通じて地域サポーターとなる人材の発掘・養成を図ります。

11-1-2 市民自らがまちの課題を解決する仕組みづくりの推進

市民、地域団体及び企業が集い、連携する機会や場の提供や、地域の課題解決への自発的な市民活動を推進し、持続可能な活動となる仕組みの構築に努めます。

11-2 効果的・効率的な情報共有に努めます

11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実

まちや行政の情報を多様な選択肢により発信するとともに、魅力を市内外にシティプロモートし、芦屋に対する愛着（シビックプライド）の醸成を図ります。

11-2-2 情報を公開し、オープンガバメント^{*33}を推進

行政の透明性・信頼性の向上、行政の効率化、市民の市政への関心度向上に向け、行政情報のオープンデータ^{*34}化などによる積極的な提供を行います。

*33 オープンガバメント：「市民参加」、「透明性の向上」、「連携・協働」を原則とし、積極的な情報公開とインターネット等の活用による行政への参加を促進する概念。

*34 オープンデータ：公共データが二次利用可能なルールで公開されたデータ

施策目標 12 人口減少社会に対応した健全で効果的な行財政運営 が行われている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

市の保有する債権の適正管理、徴収技術の向上と適正化を進めました。

事務事業評価において、施策毎に概要及び目標達成度を示し、事業の妥当性、有効性、効率性を検証、改善に努めました。

また、公共施設の維持管理コストを把握し、長期的な視点で検討するため、「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設カルテの作成・公開や包括管理業務委託の導入など組織横断的なマネジメントを開始しました。

- 課題

震災復興のため増加した市債残高は、ピーク時の半分以下の水準までに改善しましたが、大幅な歳入の伸びは期待できず、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加などに多額の経費が見込まれ、厳しい財政運営が続くことが予想されます。また、公共施設とインフラの整備についても財源不足が明らかであり、住民合意を得ながら具体的な対策を進めることができます。

計画の進捗管理と行政評価の手法も、より効率的、効果的に運用が可能で、施策の選択と集中につながる方法を検討し、公共施設については、限られた資源の中、将来にわたり行政の責任を果たすために、従来の枠に捉われず、組織横断的な体制によるマネジメントの実践や官民による全体最適を目指す手法の導入を進め、行政サービスを量的、質的に改善する必要があります。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

構造的課題である人口減少・少子高齢化に起因する諸課題の解決を中心に据え、事業の優先順位に留意しながら「長期的視点に立った行財政運営」、「官民に捉われない施設の効率的な運営や最適な配置」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 経常収支比率(%)	102.9	94.0
② 実質公債費比率(%)	10.6	16.0 未満
③ 将来負担比率(%)	97.0	97.0 以下
④ 公共施設の将来更新（大規模改修・建替）費用(億円/年)	30.2	27.3

■関連する主な条例や課題別計画等

- 行政改革（平成 29～令和 3 年度）
- 債権管理に関する条例（平成 21 年条例第 13 号）
- 長期財政収支見込み（毎年更新）
- 公共施設等総合管理計画（平成 29 年策定）

<基本施策、主な施策、説明文>

12-1 長期的視点に立った行財政改革を行います

12-1-1 適切な評価に基づく、状況に合わせた事業の見直し

効率的・効果的な行財政運営を行うため、事業の有効性や必要性について適切な評価を行い、見直すことで、社会情勢の変化に適応した事業を推進します。

12-1-2 新たな歳入確保の検討

適正な市税徴収管理を推進するとともに、少子高齢化や人口減少に伴い懸念される歳入減少に対応するため、新たな収入確保を行政改革実施計画に基づき、取り組んでまいります。

12-1-3 健全な財政運営

長期財政収支見込みを踏まえ、行財政改革を行う中で、財源を効果的に配分し、持続的かつ健全な財政運営を進めます。

12-2 持続可能な行政サービスの提供に向け、官民に捉われない施設の効率

的な運営や最適な配置を進めます

12-2-1 公共施設等のライフサイクルコスト^{*35}の縮減

官民で連携しながら、公共施設等の情報を整備し、維持管理、修繕、更新等に係る中長期的な経費の見込みのもとで、包括的な維持管理や最適な改修時期・規模を検討します。

12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討

限られた財源の中、公共サービスの持続的な提供のため、公共施設等総合管理計画を推進し、施設の利用状況や更新時期を勘案しながら、本市に見合った施設総量となるよう、公共施設の最適配置を進めます。

*35 ライフサイクルコスト：施設等の計画・設計・施工から維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

施策目標 13 急速な社会変化に対応できる組織になっている



■リード文

- 第4次総合計画後期基本計画における主な取組

平成29年度から開始した行政改革により、多様な主体との連携を深めるとともに、RPAの導入など、ICTの活用を進めました。

人材育成については、階層別研修により、職員の意欲改革、資質向上を図るとともに、人事評価の導入、ベテラン職員からの技術力の継承や外部機関への職員派遣など、自ら考え行動する職員の育成に取り組みました。

また、課題対応力と危機管理能力を高める各種研修を実施したほか、市民参画・協働では、地域の方々との協働により関係性を構築するなど、職員が地域理解を深める取組を実施しました。

- 課題

社会構造の変化に伴う個人のライフスタイルの多様化が地域コミュニティにも影響を及ぼし、対応すべき課題が増加しています。限られた資源の中で、従来型の手法や職員像でのまちづくりは限界を迎えていました。職員それぞれが、多様な主体と協働して課題解決ができる能力を身につけ、柔軟でスピード感のある施策展開が課題となっています。社会が急激に変化する中でも、未来を見据えて持続的に行政運営できる仕組みづくりと、蓄積した経験や技術を継承しつつ、人材登用や人事制度、組織のあり方を見直すことも含めて働き方を改革し、越境人材の育成やコミュニケーションが活性化し、創発を促進する組織づくりが必要です。

- 第5次総合計画前期基本計画での方向性

「不確実性が高まる社会に適応できる行政運営」と「職員が能力を發揮し、効率的な行政運営ができる“働き方改革”的推進」の観点に立脚した取組を推進します。

■指標

指標	現状値	目標(R7)
① 芦屋市で働くことに満足している職員の割合(%)	82.7	85.0
② 行政外部の人材と協働したことがある職員の割合(%)	32.1	65.0
③ ストレスチェックアンケートの総合健康リスク値	98	全職場で120未満

■関連する主な条例や課題別計画等

- 人材育成基本方針（平成30年改訂）
- 働き方改革取組方針（令和元～3年度）

- 人材育成実施計画（平成 30～令和 3 年度）
- 特定事業主行動計画（令和 3～7 年度）
- 職員の職場における心の健康づくり（平成 30～令和 3 年度）

<基本施策、主な施策、説明文>

13-1 不確実性が高まる社会に適応できる行政運営を行います

13-1-1 民間事業者との連携強化

更なる効率的・効果的な行政サービス運営に向け、新たな発想に基づく民間事業者との連携強化を図ります。

13-1-2 全庁的な業務の改善

人口の減少に伴い職員数の減少が予測される中でも、持続的に行政サービスを提供するため、ICT 環境の充実などによる全庁的な業務の改善、効率化に取り組みます。

13-2 職員が能力を發揮し、効率的な行政運営を行えるよう、「働き方改革」

を進めます

13-2-1 生産性向上のための適切な手法の選択と環境整備

職場環境の整備に向け、柔軟な働き方を推進します。

13-2-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり

職員の基礎的な資質向上に資する研修はもとより、ノウハウの全庁的な継承、越境人材の育成など個人の能力を認め、活かし、専門性の高い課題にも対応できる仕組みづくりに取り組みます。

Ⅲ章 芦屋市創生総合戦略

1. 創生総合戦略の趣旨

(1) 背景

■背景

国は、平成 26 年（2014 年）「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月 27 日に人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

また、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案した地方版の人口ビジョン及び総合戦略の策定が地方公共団体の努力義務とされ、本市もその必要性から平成 28 年（2016 年）3 月「芦屋市創生総合戦略（芦屋市人口ビジョン・芦屋市総合戦略）」を策定しました。

令和元年（2019 年）12 月 20 日には、国で長期ビジョンの改定及び第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略が閣議決定されたことも踏まえ、本市においても人口ビジョンを改定し、第 2 期創生総合戦略を策定するものです。

「まち・ひと・しごと創生法」の施行、公布〔平成 26 年 11 月〕

〈目的〉

- ・少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかける
- ・東京圏への人口の過度の集中を是正
- ・地域での住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持する

■国における第 1 期まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証と第 2 期の方向性

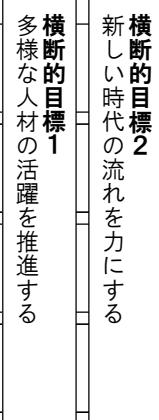
第 1 期は、地方の若者の就業率等の「しごとの創生」には、一定の成果が見られる一方で、東京圏への転入超過は一貫して増加しています。第 2 期では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第 1 期の成果と課題等に基づき、第 1 期の政策体系を見直し、4 つの基本目標と 2 つの横断的な目標を設定しています。

〈第 1 期 まち・ひと・しごと創生総合戦略〉

- 基本目標1**
地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- 基本目標2**
地方への新しい人の流れをつくる
- 基本目標3**
若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4**
時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

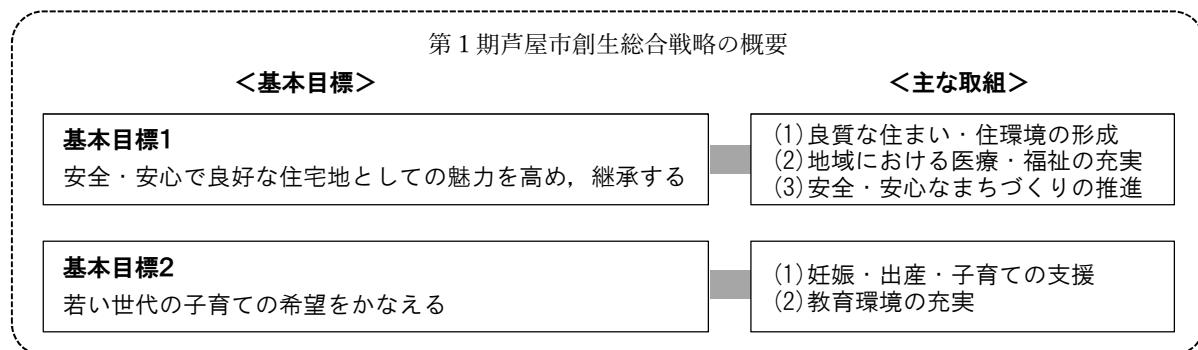
〈第2期 まち・ひと・しごと創生総合戦略〉

- 基本目標1**
稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働くようにする
- 基本目標2**
地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
- 基本目標3**
結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 基本目標4**
ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる



■本市における第1期創生総合戦略の検証と第2期の方向性

本市では、国・県の創生総合戦略を踏まえ、人口ビジョンから見える課題や社会増減・自然増減の状況を鑑み、人口減少に歯止めをかけるべく2つの基本目標のもと、各施策に取り組みました。実施した内容は、外部有識者で構成する行政評価委員会により評価し、委員会での評価結果や第5次総合計画策定のための市民アンケート、市民ワークショップ等の意見などにも留意し、第1期創生総合戦略の方向性を踏襲しつつ、新たな視点も加えて「第2期芦屋市創生総合戦略」を策定します。

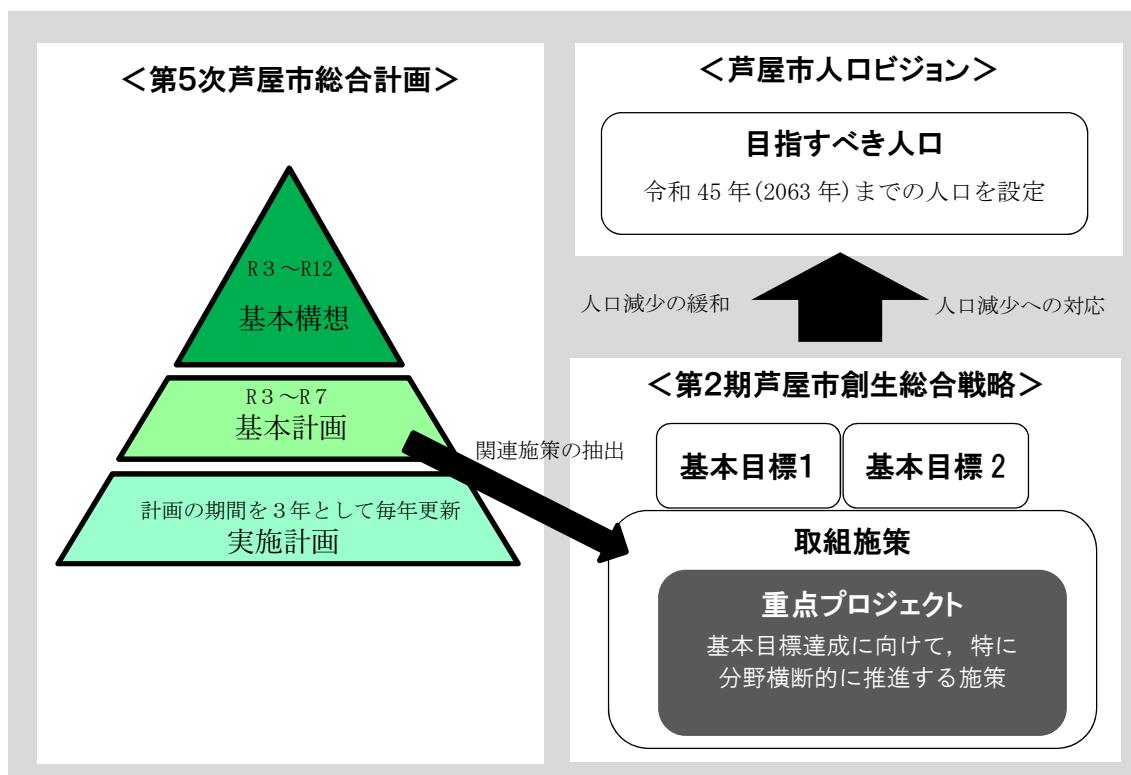


(2) 第2期創生総合戦略の期間・構成

■期間

計画期間は第5次総合計画前期基本計画と同一とし、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年とします。

■構成



2. 人口ビジョンの概要

区分	見通し	概要
人口	加速度的に 減少	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 27 年（2015 年）95,350 人をピークに減少 ●平成 30 年（2018 年）時点で 94,751 人 ●令和 15 年（2033 年）に 9 万人を下回る見込み ●令和 30 年（2048 年）に 8 万人を下回る見込み
社会 増減	均衡傾向	<ul style="list-style-type: none"> ●転入超過で推移していたが、近年、転出超過の年もあり ●転入超過の特徴： 神戸市や大阪府など、近郊からの転入が多い 30 歳代以降の幅広い年齢層が転入超過 ●転出超過の特徴： 就学・就職期にあたる 20 歳代で大幅な転出超過 近隣市に比べて東京圏への転出が顕著
自然 増減	減少幅が 今後拡大	<ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年度（2010 年度）に自然減となって以降、 減少幅は拡大傾向 ●兵庫県下においても、本市の出生率は低位

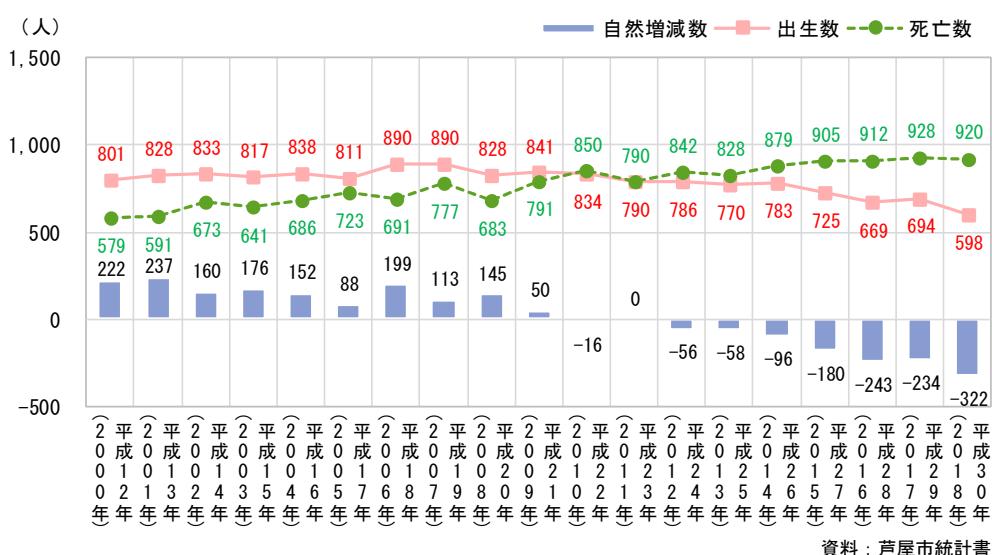
(1) 本市における人口の現状

増加傾向にあった本市の人口は、平成 27 年（2015 年）の 95,350 人をピークに減少傾向にあり、平成 30 年（2018 年）には 94,751 人となっています。

社会増減については、就学・就職期にあたる 20 歳代での東京圏等への転出が大きいものの、30 歳代以上の幅広い年齢層で、神戸市や大阪府などの近郊都市からの転入が多く、転入が転出を上回る傾向で推移していました。しかし、近年、転出が転入を上回る転出超過の年も見られ、概ね均衡傾向となっています。

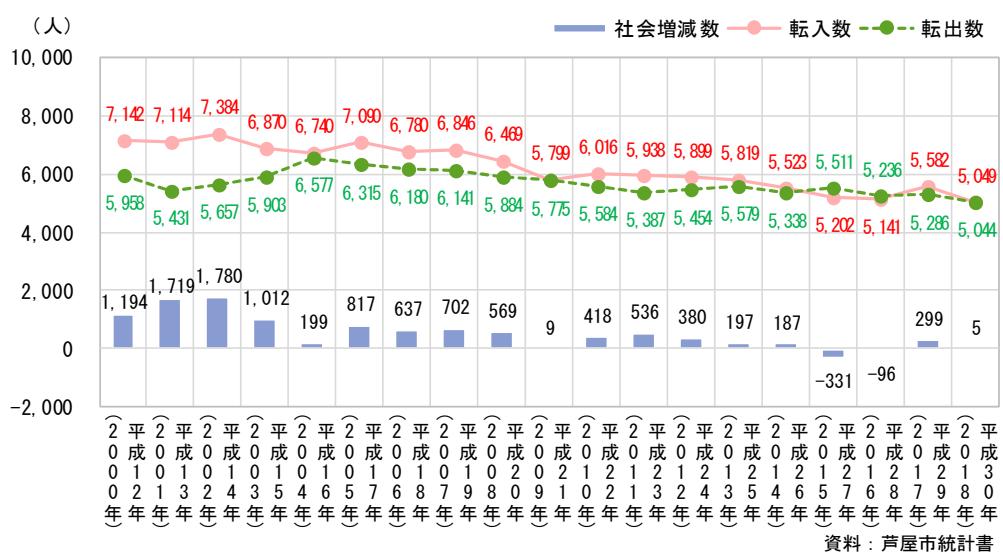
自然増減については、平成 22 年度（2010 年度）に死亡数が出生数を上回って以降、自然減で推移しており、減少幅は拡大傾向にあります。兵庫県下においても、本市の出生率は低位となっています。

＜自然増減数の推移＞



資料：芦屋市統計書

＜社会増減数の推移＞



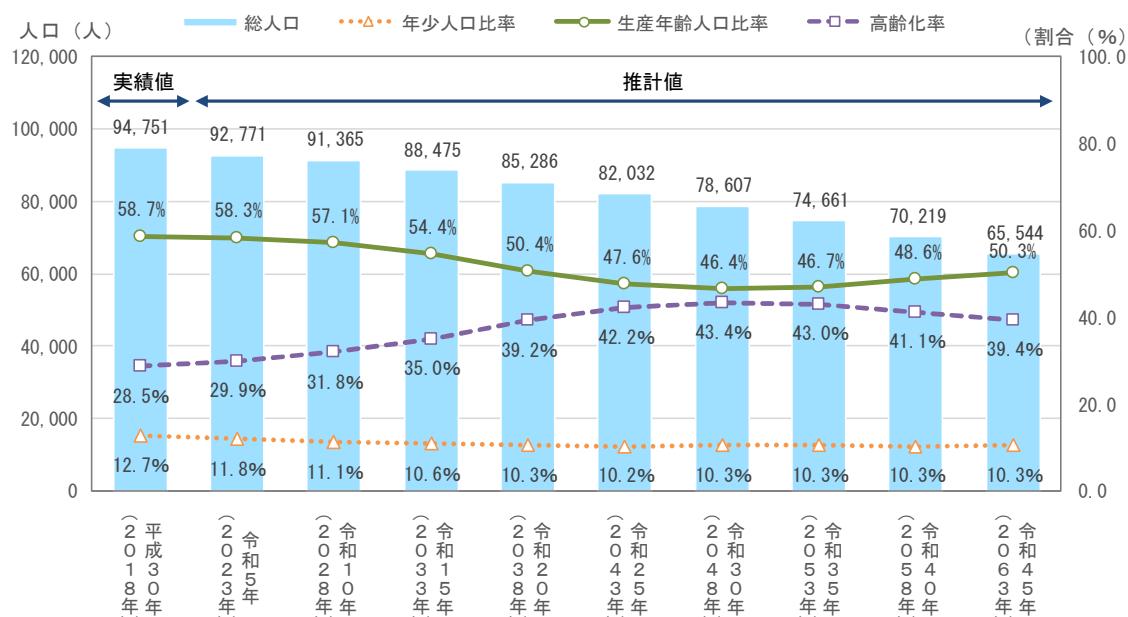
資料：芦屋市統計書

(2) 人口の将来展望

本市の人口は、今後、減少傾向が続くと推計されます。総合戦略を着実に実行することで転入超過を維持するとともに、合計特殊出生率を兵庫県の目標値である「1.41」まで上昇させることで、令和45年（2063年）に将来人口推計人口の64,788人から改善し、65,000人以上（平成30年度比△31%）の人口規模を目指します。



<人口の将来推計（「出生率増」の場合）>



<合計特殊出生率の設定>

	平成30年 (2018)	令和5年 (2023)	令和10年 (2028)	令和15年 (2033)	令和20年 (2038)	令和25年 (2043)	令和30年 (2048)	令和35年 (2053)	令和40年 (2058)	令和45年 (2063)
総人口(人)	94,751	92,771	91,365	88,475	85,286	82,032	78,607	74,661	70,219	65,544
合計特殊出生率	1.35	1.40	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41	1.41

※合計特殊出生率が兵庫県の目標値まで上昇した場合

3. 第2期における地方創生の考え方と基本目標

(1) 基本的な考え方・目的

全国で人口減少が加速度的に進行しており、本市も例外ではありません。このような中でも、市民の生活がより豊かになるよう持続的に発展していくためには、人口減少の緩和に加え、まちの魅力を高め、市民がいきいきと暮らせるまちを目指し、総合戦略を推進します。

また、本市の強みを生かし、弱みを克服するため、3つの重点プロジェクトを設定し、地方創生を一層推進します。

(2) 基本目標

この目的を達成するため、総合戦略として2つの目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標1 子育ての希望がかなう

～[人口減少の緩和]への対応～

市民、地域団体、NPO、行政など多様な主体が連携しながら、子どもや子育て家庭のそれぞれの状況に応じた切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立できる環境の整備、教育・保育の充実を図ります。

【数値目標】	<ul style="list-style-type: none">●合計特殊出生率●子育て世代の保護者の子育て環境や支援への満足度
--------	---

基本目標2 人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

～[人口減少に対応したまち][人口減少の緩和]への対応～

恵まれた自然環境や交通の利便性などの立地条件に加え、本市の特徴であるまちなみを維持し、更に美しく、安全なまちづくりを進めていくことで、今ある魅力を堅持し、継承とともに、まちづくりの担い手となる人材の育成やそれぞれの主体が地域で活躍できる仕組みを充実し、住宅都市としての機能を高めます。

【数値目標】	<ul style="list-style-type: none">●人口の社会増人数●市民の定住意向の割合
--------	---

4. 取組施策

基本目標	戦略分野	戦略施策
〔基本目標1〕 子育ての希望が かなう	I 妊娠・出産・ 子育ての支援 II 教育・保育環境 の充実	I-1 就学前教育・保育施設の充実 I-2 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援 II-1 未来を見据えた教育環境・子どもの 居場所の提供 II-2 地域社会と連携した取組
〔基本目標2〕 人がつながり、 活躍し、暮らし の魅力が高まる 住宅都市	I 地域の活性化 II 良質な住まい・ 住環境の形成 III 地域における 福祉の充実 IV 安全・安心な まちづくりの推進	I-1 地域主体のまちづくり II-1 景観の保全・育成 II-2 庭園都市の推進 II-3 より快適な暮らしの実現 II-4 まちに根ざす文化の推進 III-1 地域福祉の推進 IV-1 災害に強いまちづくり IV-2 防犯力向上に向けたまちづくりの推進 IV-3 安全・快適に利用できる道路環境の推進

対応する第5次総合計画前期基本計画の主な施策（案）	
1-1-1 社会環境に応じた就学前教育・保育施設の整備	
1-2-3 妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の充実	
1-2-4 子育て世代間や多世代で交流を図り、情報を共有できる機会と場所の提供	
1-1-2 子どもたちが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所づくり	
2-2-1 時代に応じた質の高い教育・保育環境の整備	
2-2-2 インクルーシブ教育・保育システムの推進	
2-1-2 就学前教育の子どもも、児童・生徒、青少年の悩みへの対応、解消や社会参加の促進	
2-2-3 就学前教育・保育施設、学校、家庭、地域が連携し、社会の中で学べる環境づくり	
9-3-1 多様な主体による公共施設の活用	
9-3-2 公園ごとの特性に合わせた更新、活用、維持管理	
11-1-1 市民活動の機会の提供に努め、地域を支える人材の発掘・育成の支援	
11-1-2 市民自らまちの課題を解決する仕組みづくりの推進	
11-2-2 情報を公開し、オープンガバメントを推進	
12-1-1 多様な主体のノウハウ活用による事業推進	
12-2-2 公共施設等の統廃合・複合化等による最適な配置の検討	
13-1-2 職員の能力向上とモチベーションを引き出す仕組みづくり	
9-2-1 良質な都市景観への誘導	
9-3-3 都市施設のユニバーサルデザインの推進	
9-4-1 住宅ストックの効果的な活用	
9-1-1 地域主体の緑化の推進	
9-1-2 持続可能な緑の維持管理手法の検討	
6-1-1 市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進	
6-3-1 地域に合った商業活性化の推進	
6-3-2 起業・創業・経営継続の支援	
6-4-1 新たな技術や手法の見直しによる持続可能な行政サービスと利便性の向上	
10-3-1 JR 芦屋駅南地区再開発事業の推進	
3-1-1 歴史的・文化的な資源の活用推進	
3-1-2 多様な連携による読書のまちの推進	
3-1-3 誰もが健康で豊かなスポーツ文化を楽しめる環境の推進	
3-2-1 市民による生涯を通じた学習の支援	
11-2-1 時代に合った媒体の活用による情報発信の充実	
4-1-1 包括的支援体制の構築	
4-1-2 地域住民をはじめとした様々な主体の参加と協働による地域力の向上	
5-1-1 多様な主体との連携による気軽に「健康づくり」に取り組むことができる仕組みの構築	
5-1-2 高齢者が健康で、社会と関わり、楽しみ、活躍できる場の整備	
7-1-2 避難所等既存施設の防災機能の強化	
7-1-3 無電柱化の推進	
7-2-1 災害発生時に地域住民間で協力し合える体制を構築するための支援	
7-2-3 防災に関わる情報の効果的な発信	
8-1-1 関係機関、地域活動団体等との連携を図り、市民の安全を確保するための対策	
8-2-1 交通安全に関する周知・啓発の強化	
8-2-2 地域との連携による通学路合同点検による危険箇所の点検、改善	
8-2-3 道路の安全な通行につながる対策の実施	
10-3-2 市街地における道路ネットワーク機能の形成・充実	
10-3-3 自転車ネットワーク計画の推進	

5. 重点プロジェクト

(1) 重点プロジェクトの考え方

第2期創生総合戦略では、第1期創生総合戦略で進めてきた事業を中心に、本市の特性に合わせた施策横断型プロジェクトを設定することで、重点的に推進するとともに、効果的なプロモーションにより特色ある子育て施策や暮らしの魅力を伝えます。

(2) 本市の強みと弱みの整理

総合戦略の策定に向け、伸ばすべき強みと改善すべき弱みといった本市の特性を、統計情報や市民アンケート、団体インタビューの結果などに基づき、以下のとおり整理しています。

統計的 事象 → 感覚的 事象	◇ 強み	◆ 弱み
	30歳代以降で社会増傾向 高い定住意向 全国的な知名度 活動的な高齢者が多い 医療・教育サービスが充実 阪神間へのアクセスが良い 文化的な住民が多い 洗練された住宅都市	20歳代の東京圏への転出 低い出生率・出生数の低下 高い高齢化率 少ない昼間人口 働く場所は他都市に依存 居住コストが高い 大きな観光資源がない 外から見ると閉鎖的なイメージ

(3) 行政評価委員会と市民からの意見

行政評価委員会において、次の点に留意して施策を進めるべきとの意見が提出されています。

- ・子育て支援と女性活躍推進による持続可能な地域づくり
- ・まちづくりを支える人づくり
- ・景観まちづくりのビジョン一点から線、そして面への展開

また、市民アンケートやワークショップ(WS)・団体インタビューで、次のような施策を重視してまちづくりを進めるべきとの意見をいただきました。

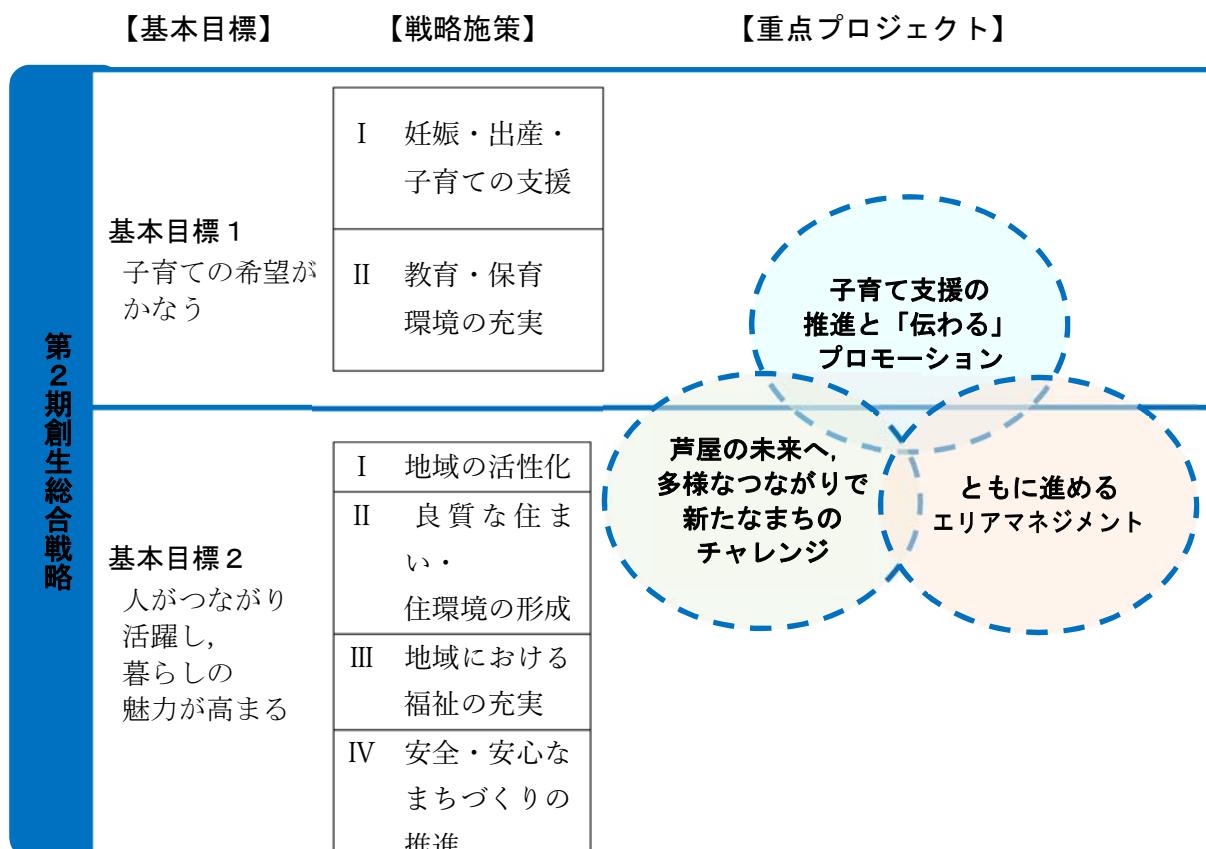
- ・子育て、防災、商業活性化、交通マナー施策（市民アンケート）
- ・人々のつながりを作るきっかけづくりが必要（WS・団体インタビュー）
- ・世代をこえたコミュニティづくり、世代間交流（WS・団体インタビュー）
- ・回遊性を高め、まちの魅力を発信（WS・団体インタビュー）

(4) 方向性

以上の分析や意見をもとに、次の3つの方向性で重点プロジェクトを設定します。

NO	現状	対応	プロジェクト名
1	①依然として進む少子化 ②全国と比較して低い出生率	◆子育て世代の希望をかなえる ◇これまで培ってきた他市にはない子育て施策や教育の良さの継承 ◇子育て世代に選ばれるまちへ、市内外を問わず魅力を積極的に発信	子育て支援の推進と「伝わる」プロモーション
2	①人口が減少 ②昼間人口の低い割合	◆地域力を高める ◇まちに我が事として関わる人の増加 ◇企業、団体や地域と多様に関わる人々（関係人口）がつながる仕組みづくり	芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ
3	①若年層の東京圏への著しい転出 ②30歳代以降の転入は堅調 ③洗練された住宅地としてのイメージ	◆まちの魅力を向上させる ◇これまで積み上げられた資源の活用 ◇多様な人々による賑わいのエリアの創出 ◇公共施設の最適配置に伴うエリアマネジメントの推進	ともに進めるエリアマネジメント

<第2期創生総合戦略体系と重点プロジェクトの関係>



重点プロジェクト1 子育て支援の推進と「伝わる」プロモーション

基本目標1：子育ての希望がかなう

<コンセプト>

魅力的な子育て環境の実現に向け、地域や事業者などの関係者と連携しながら、ニーズに応じた多様な子育て支援サービス、子どもや子育て家庭に寄り添った悩みや不安への対応、子どもの健やかな成長を促す教育や保育の提供など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を進めます。

また、教育や子育て支援サービスを中心に、これまで培ってきた芦屋の特色や魅力のある取組を、市民に改めて分かりやすく紹介するとともに、戦略的にプロモーションします。



<具体的な事業の例>

- ・就学前教育・保育施設の整備や官民連携による教育・保育の質の向上
- ・成長の段階に合わせた多様な「子どもの居場所」の連携
- ・子どもも親もいきいきと暮らせる支援体制
- ・小中学校でのタブレット端末1人1台の整備など教育ICT環境の充実
- ・様々な場面で、子どもの頃から「本物」に触れることができる環境づくり
- ・子育て世代に響く特色あるプロモーション

<推進する主な所管課>

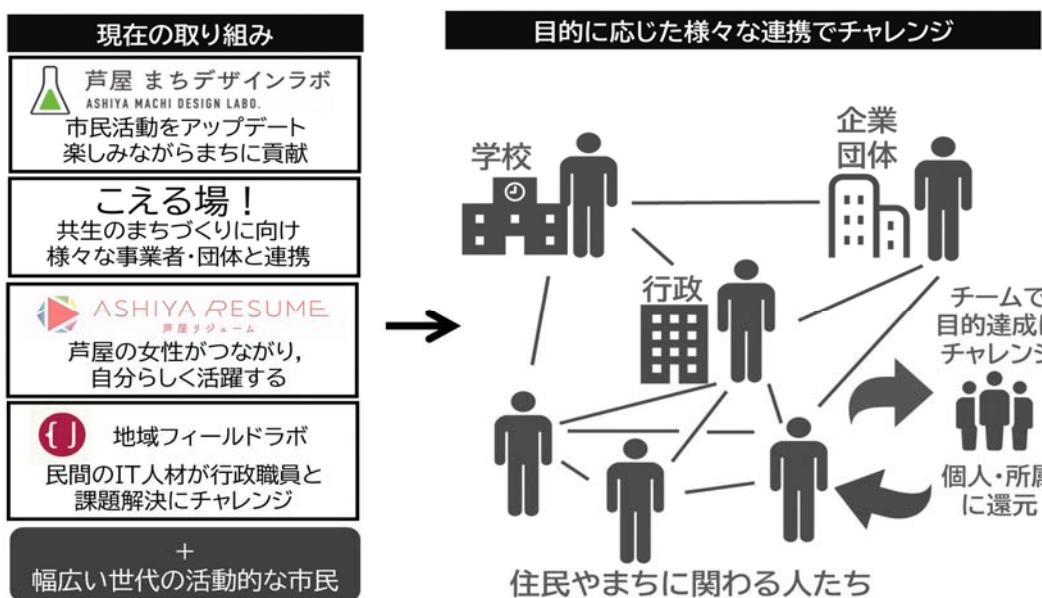
政策推進課、子育て推進課、学校教育課

重点プロジェクト2 芦屋の未来へ、多様なつながりで新たなまちのチャレンジ

基本目標2：人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

<コンセプト>

まちに愛着のある市民、企業、団体や地域と多様に関わる人々（関係人口）等がつながりをもつ機会や場を増やし、時代の変化やそれぞれの課題に応じた協働を促進させる人材を発掘・育成します。そして、多様な主体が集う相乗効果により、新たな可能性の発見や地域の課題解決を達成することで、より暮らしやすいまちの実現を目指します。



<具体的な事業の例>

- ・官民を超えて目的の達成に向かう職員の育成
- ・地域と多様に関わる人々（関係人口）も含めた多様な主体が連携できる地域のプラットフォームづくり

<推進する主な所管課>

市民参画課、地域福祉課

重点プロジェクト3 ともに進めるエリアマネジメント

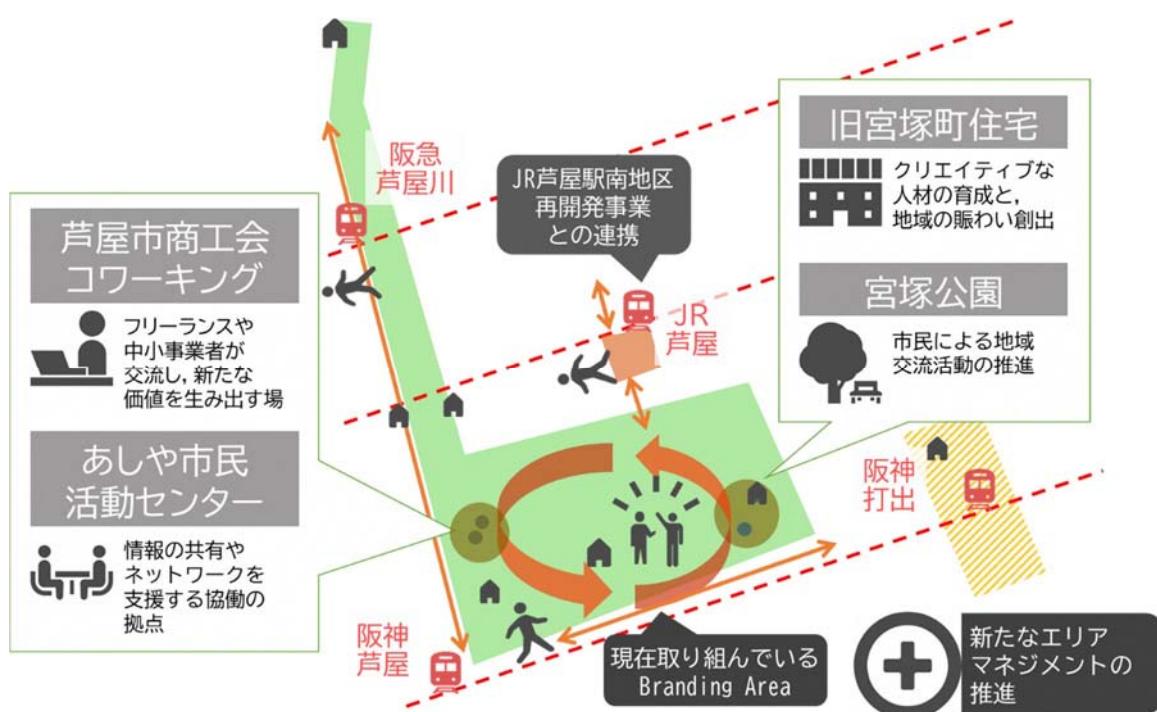
基本目標2：人がつながり活躍し、暮らしの魅力が高まる住宅都市

＜コンセプト＞

本市の中央部にあたるJR芦屋駅・国道2号から阪神芦屋駅・鳴尾御影線までの個性的な店舗などが緩やかに集まる地区と芦屋川沿いをブランディングエリアとして、官民が連携して、活性化を取り組んでいます。

JR芦屋駅南地区再開発事業との連動、エリア内の歴史的建造物など文化的な資源の活用とともに、起業や市民活動を支援し、賑わいや自己実現の場などをデザインすることに併せて、市内回遊性を高め、市全体への効果の波及を目指します。

また、公共施設の最適配置に伴う新たなエリアマネジメントを推進します。



＜具体的な事業の例＞

- ・旧宮塚町住宅や宮塚公園を活用した、人が集い交流する場の創出
- ・歴史的建造物など文化的な資源、商業資源、景観資源の複合化による回遊性の向上
- ・時代の流れと市民ニーズに合わせた公共施設の新たな使い方の実現
- ・JR芦屋駅の南北の人の流れを接続する

＜推進する主な所管課＞

マネジメント推進課